

南伊勢町ゼロカーボンシティ 推進計画



令和8年1月

目 次

第1章 計画策定の背景.....	1
1.1 気候変動の影響.....	1
1.2 国際的な動向.....	2
1.3 国内の動向.....	3
1.4 三重県の主な取り組み.....	4
1.5 南伊勢町の主な取り組み.....	6
第2章 計画の基本的事項.....	8
2.1 計画の目的.....	8
2.2 計画の位置付け.....	8
2.3 計画の対象、目標年度、期間.....	9
第3章 南伊勢町の現状.....	10
3.1 自然的条件.....	10
3.2 社会的条件.....	14
3.3 経済的条件.....	18
3.4 町民・事業者意識調査結果.....	22
第4章 温室効果ガス排出量の現状・将来推計.....	25
4.1 温室効果ガス排出量の算定手法.....	25
4.2 温室効果ガス排出量の現状推計.....	25
4.3 温室効果ガス排出量の将来推計.....	29
第5章 温室効果ガス吸収量の推計.....	35
5.1 森林吸収量の推計方法.....	35
5.2 森林吸収量の推計結果.....	36
第6章 再生可能エネルギーの導入状況.....	39
6.1 再生可能エネルギーの導入状況.....	39
6.2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル.....	41
第7章 温室効果ガス削減に向けた課題の分析.....	49
7.1 地域の現状と課題.....	49
7.2 CO ₂ 排出量の現状と課題.....	50
7.3 再生可能エネルギーの現状と課題.....	52

第8章 計画の目標.....	53
8.1 ゼロカーボンの実現に向けた将来ビジョン.....	53
8.2 計画の基本方針.....	54
8.3 温室効果ガスの削減目標.....	55
8.4 再生可能エネルギーの導入目標.....	57
第9章 目標達成に必要な対策・施策.....	58
9.1 施策体系.....	58
9.2 対策・施策の内容.....	59
9.3 主な実施施策の評価指標（KPI）の設定.....	63
第10章 計画の推進体制及び進捗管理.....	64
10.1 推進体制.....	64
10.2 進捗管理.....	65
用語解説.....	66

※本計画書の図表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

第1章 計画策定の背景

本章では、計画の策定にあたり、地球温暖化対策をめぐる国内外の動向や、三重県や南伊勢町における主な取り組みについて整理しました。

1.1 気候変動の影響

気候変動問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3(2021)年8月には、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第6次評価報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。



出典：IPCC 第6次評価報告書（AR6）統合報告書の概要（2024年11月版、環境省）図SPM.1:(b)を一部加工

図 1-1 人間活動による気候変動への影響

1.2 国際的な動向

平成 27 年(2015)11～12 月にかけて、フランス・パリで開催された第 21 回締約国会議 (COP21) では、京都議定書以来 18 年ぶりとなる、新たな法的拘束力のある国際的な合意文書である「パリ協定」が採択されました。

パリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、先進国と途上国といった二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献 (nationally determined contribution) を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものといえます。

平成 30(2018)年に公表された IPCC 「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂ 排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのネット・ゼロを目標として掲げる動きが広がりました。

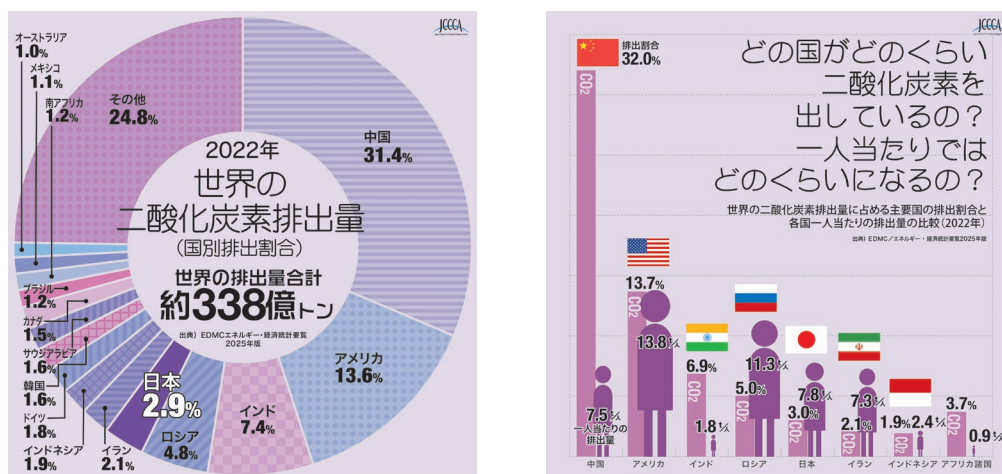
その後、令和 3(2021)年 10～11 月に開催された国連気候変動枠組条約第 26 回締約国会議 (COP26) では、世界の CO₂ の排出量を今世紀半ばには実質ゼロにすることなどが合意されました。令和 6(2024)年 11 月の COP29 では、国際的に協力して削減・除去対策を実施するパリ協定第 6 条の詳細ルールが決定しました。

コラム ①

世界の二酸化炭素排出量の状況

令和 4(2022)年の国別 CO₂ 排出量 (図 1-2 左図参照) は、第 1 位が中国、第 2 位がアメリカ、第 3 位がインドとなっています。中国とアメリカの CO₂ 排出量を合計すると、世界の排出量の約 45%になります。日本の排出量は世界第 5 位で、約 2.9%を占めています。

一人あたりエネルギー起源 CO₂ 排出量 (図 1-2 右図参照) は、多い順にアメリカ、ロシア、日本、中国と続いています。対照的に開発途上国のアフリカ諸国では、日本の約 9 分の 1 である 0.9 トン/人程度という状況です。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

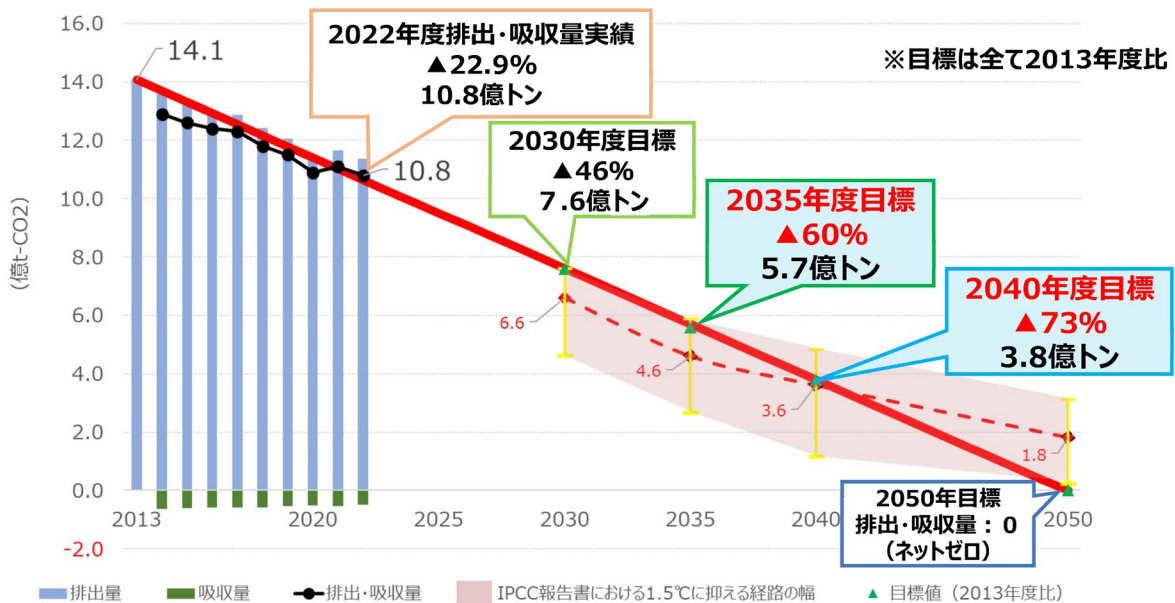
図 1-2 世界の二酸化炭素排出量の状況 (2022 年)

左図：世界の二酸化炭素排出量 右図：世界の一人あたり温室効果ガス排出量の状況

1.3 国内の動向

令和2(2020)年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌令和3(2021)年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

令和7(2025)年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、**2050年ネット・ゼロの実現**や、我が国の温室効果ガス削減目標として「**2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減**することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、**2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減**することを目指す」こと等が位置付けられています。



出典：地球温暖化対策計画の概要（令和7年2月、内閣官房・環境省・経済産業省）

図1-3 国の地球温暖化対策計画における削減目標

1.4 三重県の主な取り組み

1. 地球温暖化対策に関する計画

三重県では、令和元(2019)年12月に、2050年までの県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロを目指し「ミッションゼロ 2050 みえ ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいくことを表明しています。

また、「三重県地球温暖化対策総合計画」（令和3(2021)年3月策定、令和5年(2023)3月改定）では、次のような目標及び施策を掲げ、温室効果ガス排出量の削減と気候変動影響による被害の防止・軽減に向けた適応策を推進するものとしています。

表 1-1 三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年(2023)3月改定）の概要

計画期間	2021年度から2030年度までの10年間	
三重県がめざす姿	<県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会> ✓2050年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざします ✓県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その実現に向けた取組を推進します ✓あらゆる主体が共有・共感し、一体となって取組を進めます	
温室効果ガス削減目標	2030年度における三重県の温室効果ガス排出量を2013年度比で47%削減	
温室効果ガス削減に向けた取り組み	排出削減対策	産業・業務部門 ・温室効果ガスの計画的な削減(計画書制度、アドバイザー派遣、ZEB) ・環境経営の普及(脱炭素経営、テレワーク) ・環境・エネルギー関連産業の振興 家庭部門 ・脱炭素型ライフスタイルへの転換(地産地消、エシカル消費) ・住宅の脱炭素化(ZEH、省エネ家電、長期優良住宅) 運輸部門 ・移動・輸送の脱炭素化(次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ) ・公共交通の充実(次世代モビリティ等) ・道路交通流対策 交通(渋滞の緩和、交通の円滑化) 部門・分野横断的対策 ・再生可能エネルギーの普及促進(自家消費型太陽光発電設備、再エネ利用促進) ・未利用エネルギーの利用促進(木質バイオマス、廃棄物) ・市町における脱炭素への取組の促進(エネルギーの地産地消) その他 ・メタン・一酸化二窒素の排出抑制(資源のスマートな利用) ・フロン類の管理の適正化(維持管理技術水準、ノンフロン製品)
	吸収源対策	・森林の保全(森林管理、県産材の利用) ・緑地保全・緑化推進(緑化活動、都市緑地) ・環境保全型農業の推進 ・藻場づくりの推進 ・CO ₂ 回収等に関するイノベーションの促進
	■地域共生型再生可能エネルギーの導入における促進区域に関する三重県基準 ・自然的社会的条件に応じた環境保全への適正な配慮が確保されるよう、太陽光発電施設について促進区域に関する三重県基準を設定。	
気候変動への適応策	今後進めていく主な適応策	農林水産関係 ・高温によるコメの品質低下への対策 ・うんしゅうみかんの日焼け対策、浮皮対策 ・畜産における暑熱対策 ・早生性で、かつ炭疽病につよい「かおり野」の普及 ・カキのへい死の軽減に向けた漁場環境のモニタリング、養殖管理の適正化の促進 ・真珠養殖では、「アコヤタイムライン」により、適正な養殖管理を推進 水環境・水資源 ・公共用水域などの継続的な水質監視 ・水の安定供給に向けて、既存水源の安定的な確保への取組 自然生態系 ・三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物の保全 ・自然公園や三重県自然環境保全地域などの適切な管理 健康分野 ・「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動など、幅広い世代への熱中症対策の推進 ・県内感染症発生情報などの収集・分析、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供 自然災害分野 ・県が管理する河川の整備 ・河川の堆積土砂撤去 ・「Myまっぷラン+ (プラス)」を活用した個人の避難計画・地区防災計画の策定の支援 ・「三重県版タイムライン」運用・検証 ・市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援 ・土砂災害防止施設の整備や基礎調査、土砂災害警戒区域などの指定 その他 ・大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すBCP(事業継続計画)等の策定支援 体制の確保 ・一般財団法人三重県環境保全事業団に三重県気候変動適応センターを確保 ・同センターを中心に、プラットフォームの構築、気候変動影響等に関する知見の集積

出典：三重県地球温暖化対策総合計画（令和5年3月改定、三重県）より作成

2. エネルギー施策

国のエネルギー基本計画や令和5(2023)年3月に改定された「三重県地球温暖化対策総合計画」との整合を図るため、三重県では、令和5(2023)年3月に、「三重県新エネルギービジョン」を改定しています。

本計画では、長期目標として、「令和12(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの104万6千世帯に相当する『新エネルギー』を県内に導入する」ことを掲げています。

表 1-2 三重県新エネルギービジョン（令和5(2023)年3月）の概要

計画期間	長期計画：平成28(2016)年度から令和12(2030)年度 (中期計画：令和5(2023)年度から令和8(2026)年度)
長期目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和12(2030)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの104.6万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入 ◆「新エネルギー」の種類 <ul style="list-style-type: none"> ○再生可能エネルギーによる発電、熱利用 <ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電 ②太陽熱利用 ③風力発電 ④バイオマス発電 ⑤バイオマス熱利用 ⑥中小水力発電 ○革新的高度利用技術（エネルギー需要を減らした分を地域で発電したものとみなす） <ul style="list-style-type: none"> ⑦コージェネレーション（燃料電池除く） ⑧燃料電池（エネファーム） ⑨次世代自動車（EV、FCV等） ⑩ヒートポンプ（エコキュート）
中期目標	<ul style="list-style-type: none"> ◆令和8(2026)年度までに、一般家庭で消費されるエネルギーの94万世帯に相当する「新エネルギー」を県内に導入 ◆次の5つの取組方向に基づき、中期目標の達成に向けて取り組む <ul style="list-style-type: none"> ①取組方向1 新エネルギーの導入促進 ②取組方向2 家庭・事業所における省エネ・革新的なエネルギー高度利用の推進 ③取組方向3 創エネ・蓄エネ・省エネ技術を活用したまちづくりの推進 ④取組方向4 環境・エネルギー関連産業の育成
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ◆「三重県新エネルギービジョン推進会議」を本ビジョンの進捗管理を行う中心組織に位置づけるとともに、本ビジョンに定める具体的な取組やプロジェクトの実行組織として、テーマに応じて企業、地域団体、大学、市町、県等からなる研究会や検討会などを設置し、ビジョンの効果的な推進を行う。

出典：三重県新エネルギービジョン（令和5年3月改定、三重県）より作成

1.5 南伊勢町の主な取り組み

1. 脱炭素に向けた主な取り組み

本町は、熊野灘に面したリアス海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、風光明媚な自然が保たれています。この貴重な自然を将来にわたって保護していくため、クリーンセンターなんとう¹を中心とした廃棄物の減量・資源化に取り組むとともに、再生可能エネルギーについては、公共施設への導入はもとより、令和2(2020)年3月に「南伊勢町自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」を制定、令和6(2024)年8月に「南伊勢町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を策定し、適正な再生可能エネルギー発電の導入に努めてきました。

また、本町の脱炭素社会の構築に向けて、廃棄物の減量・資源化を含めた地域ポテンシャルを活かしたエネルギーの研究、地産エネルギーの活用、ブルーカーボンへの取組などを掲げ、令和2(2020)年12月に「ゼロカーボンシティ宣言『ゼロカーボンシティみなみいせ』をめざして～2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ～」を表明しました。令和6(2024)年11月には、国立公園区域及びその周辺地域での更なる廃棄物の減量・資源化、二酸化炭素排出量削減対策（地域公共交通、住宅用太陽光発電、町内全街路灯のLED化）、二酸化炭素吸収固定化対策（ブルーカーボンへの取組）などが評価され、全国20箇所目の「ゼロカーボンパーク」（環境省）に登録されました。

2. 南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金

町では、再生可能エネルギーの利用を促進し、温室効果ガスの排出削減を図るとともに、分散型エネルギー社会の実現に資するエネルギーの地産地消を促進するため、太陽光発電設備等の設置に対し、補助金を交付しています。

令和6年度の交付実績は、太陽光発電2件、蓄電池1件となっています。

¹ 現在は鳥羽志勢広域連合やまだエコセンターにて資源化処理を実施（選別作業等はクリーンセンターなんとうで継続中）。

表 1-3 南伊勢町太陽光発電設備等設置費補助金の概要

対象設備	<p>(1) 太陽光発電設備 ア 商用化され、導入実績があるものであること。 イ 中古設備ではないこと。 ウ リース設備ではないこと。</p> <p>(2) 蓄電池 ア 商用化され、導入実績があるものであること。 イ 前号に掲げる太陽光発電設備の付帯設備であること。 ウ 中古設備ではないこと。 エ リース設備ではないこと。 オ 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であること。 カ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。 キ 定置用であること。 ク 蓄電容量が20kWh未満の蓄電池であること。 ケ 別紙「蓄電池の仕様」を満たすもの。</p>
対象者	<p>(1) 町内で自ら所有し居住する住宅、住宅敷地内の倉庫及びカーポート等の屋根に対象設備を設置する者 (2) 現に町内に住所を有し、又は補助事業を完了した日から60日を経過する日までに町内に転入することを予定している者 (3) 南伊勢町税等を滞納していない者 (4) 補助対象設備について、国、県、その他地方公共団体等から他の補助金等を受けて事業を実施しない者 (5) 再エネ特措法に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しない者 (6) 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わない者 (7) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く）を遵守できる者 (8) 発電した電力量30%以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費する者 (9) 対象設備の設置によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐づく環境価値を需要家に帰属させることができる者 (10) 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わない者 (11) 南伊勢町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員等でない者</p>
補助金の額	<p>(1) 太陽光発電設備 1kW当たり7万円（上限5kW）</p> <p>(2) 蓄電池 蓄電池の価格（工事費込み）の3分の1 ※15.5万円/kWh（工事費込み）の3分の1を上限とし、5kWhを限度とする。</p>

表 1-4 南伊勢町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金の交付実績

年度	設備区分	補助金交付件数	公称最大出力値の合計	備考
平成25年度	太陽光発電	7件	40.0kw	南伊勢町住宅用太陽光発電システム設置事業費補助金としての交付
平成26年度	太陽光発電	8件	43.0kw	
平成27年度	太陽光発電	5件	28.0kw	
平成28年度	太陽光発電	2件	12.1kw	
平成29年度	太陽光発電	2件	10.7kw	
平成30年度	太陽光発電	3件	13.8kw	
令和元年度	太陽光発電	4件	18.2kw	
令和2年度	太陽光発電	2件	8.5kw	
令和3年度	太陽光発電	7件	41.3kw	
令和4年度	太陽光発電	0件	0kw	
令和5年度	太陽光発電	0件	0kw	
令和6年度	太陽光発電	2件	13.3kw	
	蓄電池	1件	9.7kwh	

第2章 計画の基本的事項

本章では、本計画の策定目的、計画の位置づけ、計画の目標年度、期間等の基本的な事項について示します。

2.1 計画の目的

本計画は、2050年までの脱炭素社会の実現を見据えて、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進をはじめとした脱炭素の取り組み、施策を実行するため、ゼロカーボンに関する分野を横断した計画を策定するものです。

また、地域脱炭素への取り組みでは、地域の資源を活用して課題の解決を図ることで、地域経済循環や地方創生を実現することを目指します。

2.2 計画の位置付け

本計画は、地球温暖化対策に関わる国等の計画のほか、令和5(2023)年6月に策定された「第4次南伊勢町総合計画」など、町の各計画との整合・連携を図りながら、計画を進めていきます。

また、本計画に基づき、今後「南伊勢町地球温暖化対策実行計画」を策定¹し具体的な施策や事業計画を検討します。

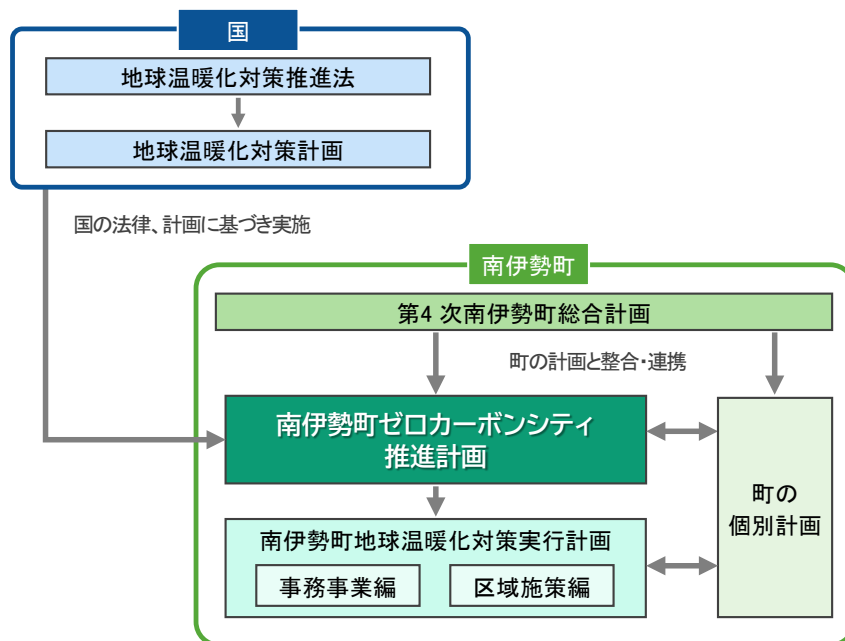


図2-1 計画の位置づけ

¹ 「南伊勢町地球温暖化対策実行計画」は地球温暖化対策推進法で規定されている「地方公共団体実行計画」である。事務事業編と区域施策編があるが、事務事業編は「第2次南伊勢町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和7年度～令和12年度)」が最新、区域施策編は今後策定予定である。

2.3 計画の対象、目標年度、期間

1. 対象地域

対象地域は、南伊勢町全域とします。

2. 対象とする温室効果ガス及び部門・分野

対象とする温室効果ガス及び部門・分野は、表 2-1 のとおりとします。

表 2-1 対象とする温室効果ガス及び部門・分野

温室効果ガスの種類※	部門	分野
エネルギー起源 CO ₂	産業部門	製造業
		建設業・鉱業
		農林水産業
	業務その他部門	
	家庭部門	
	運輸部門	自動車（旅客）
自動車（貨物）		
船舶		
非エネルギー起源 CO ₂	廃棄物分野	一般廃棄物

※温室効果ガスの種類

エネルギー起源 CO₂：石炭や石油などの化石燃料を燃焼して作られたエネルギーを、利用・消費することによって生じる CO₂

非エネルギー起源 CO₂：廃棄物の焼却等から発生する CO₂

3. 基準・目標年度、計画期間

国の「地球温暖化対策計画」を踏まえ、本計画の温室効果ガス排出量削減の基準年度を平成 25(2013)年度とし、中期目標を令和 12(2030)年度、令和 17(2035)年度、令和 22(2040)年度、長期目標を令和 32(2050)年度とします。

計画期間は、策定年度（令和 7(2025)年度）の翌年である「令和 8(2026)年度から令和 32(2050)年度の 25 年間」とします。

ただし、計画の内容は、計画期間内においても、対策・施策の進捗状況や、本町を取り巻く環境、社会情勢、技術動向などの変化に応じて、定期的に改善・見直しを行います。

表 2-2 基準年度、目標年度（中期・長期）及び計画期間

		年度								
平成 25 年		令和 4 年		令和 7 年	令和 8 年		令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年	令和 32 年
2013	...	2022	...	2025	2026	...	2030	2035	2040	2050
基準年度		現状年度※		策定年度	施策の進捗状況、社会情勢等を踏まえて定期的に見直し		中期目標	中期目標	中期目標	長期目標
本計画の計画期間										

※現状年度は、排出量を推計可能な直近の年度として、令和4(2022)年度とします。

第3章 南伊勢町の現状

本計画の策定にあたり、地域の特性に即した脱炭素の取り組みを行うため、地域の自然的、社会的、経済的条件等の基礎的な情報を収集し、整理しました。

3.1 自然的条件

1. 位置・地勢

紀伊半島沿岸東部、度会郡の南端に位置する本町は、東に志摩市、北は伊勢市、度会町、西は大紀町に接しており、南は熊野灘に面したリアス海岸を有し、その海岸線を中心に町域の約6割が伊勢志摩国立公園に指定され、風光明媚な自然が保たれています。

本町の総面積は 241.89km² あり、海岸線の長さは 245.6 kmに及びます。そのうち山林が 85% を占め、その地形は全般に急峻で海岸線にまで迫り、平坦部は極めて少なく、海に面した僅かな土地に民家が集中する沿岸部と、民家と耕地が散在する農山村部に分かれており、38 の集落で形成される典型的な農山漁村地域です。山の緑と海岸が織りなす調和のとれた自然は豊かで美しく恵みに溢れ、「伊勢の南玄関」として知られています。



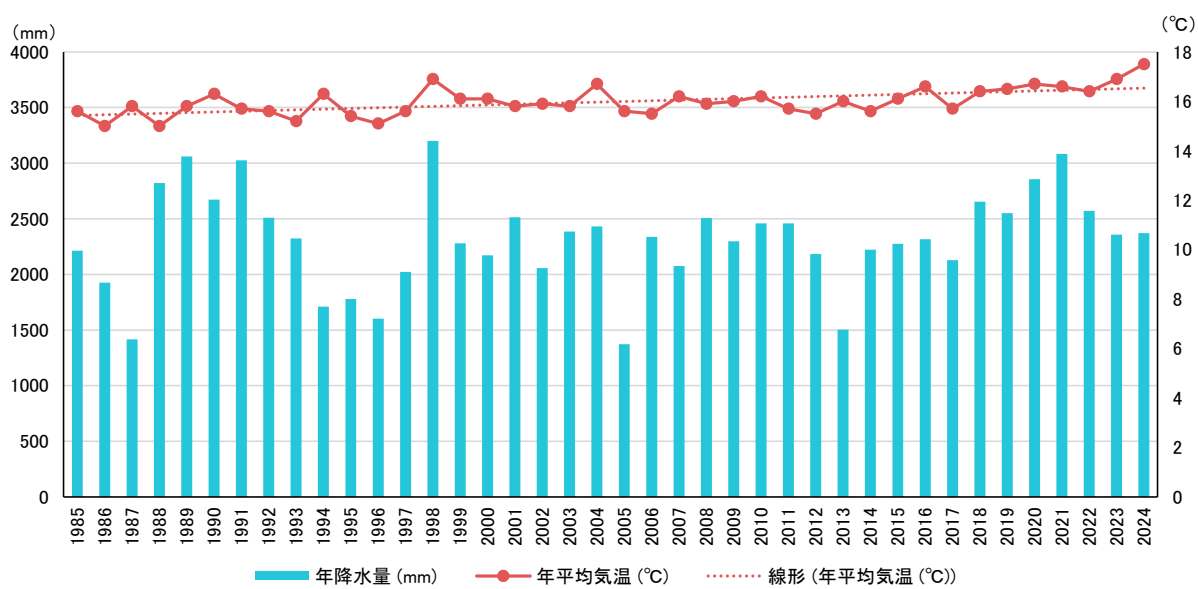
出典：空中写真（国土地理院）

図 3-1 南伊勢町の状況（空中写真）

2. 気象・気候

本町の気候は、太平洋に面した海洋的な気候であり、比較的温暖で、過去 40 年間（1985～2024 年）の年平均気温は 16.0℃となっています。過去 40 年間の年降水量は 2,317mm であり、比較的降雨が多い地域といえます。

1980 年代からの推移をみると、年降水量には明らかな傾向はみられませんが、年平均気温は上昇傾向がみられます。



出典：年降水量及び年平均気温データ（南伊勢観測所、気象庁 HP）より作成

図 3-2 年降水量及び年平均気温の推移

3. 自然公園

町内の沿岸部を中心に「伊勢志摩国立公園」に指定されており、その指定区域は町域の約6割を占めています。町沿岸部のリアス海岸、半島・島しょ群や、また五ヶ所湾から西側の熊野灘に面する海岸は、山の迫る切り立った崖となっており、海食崖や海食洞等の特殊な地形が点在する豪壮な海岸景観となっています。

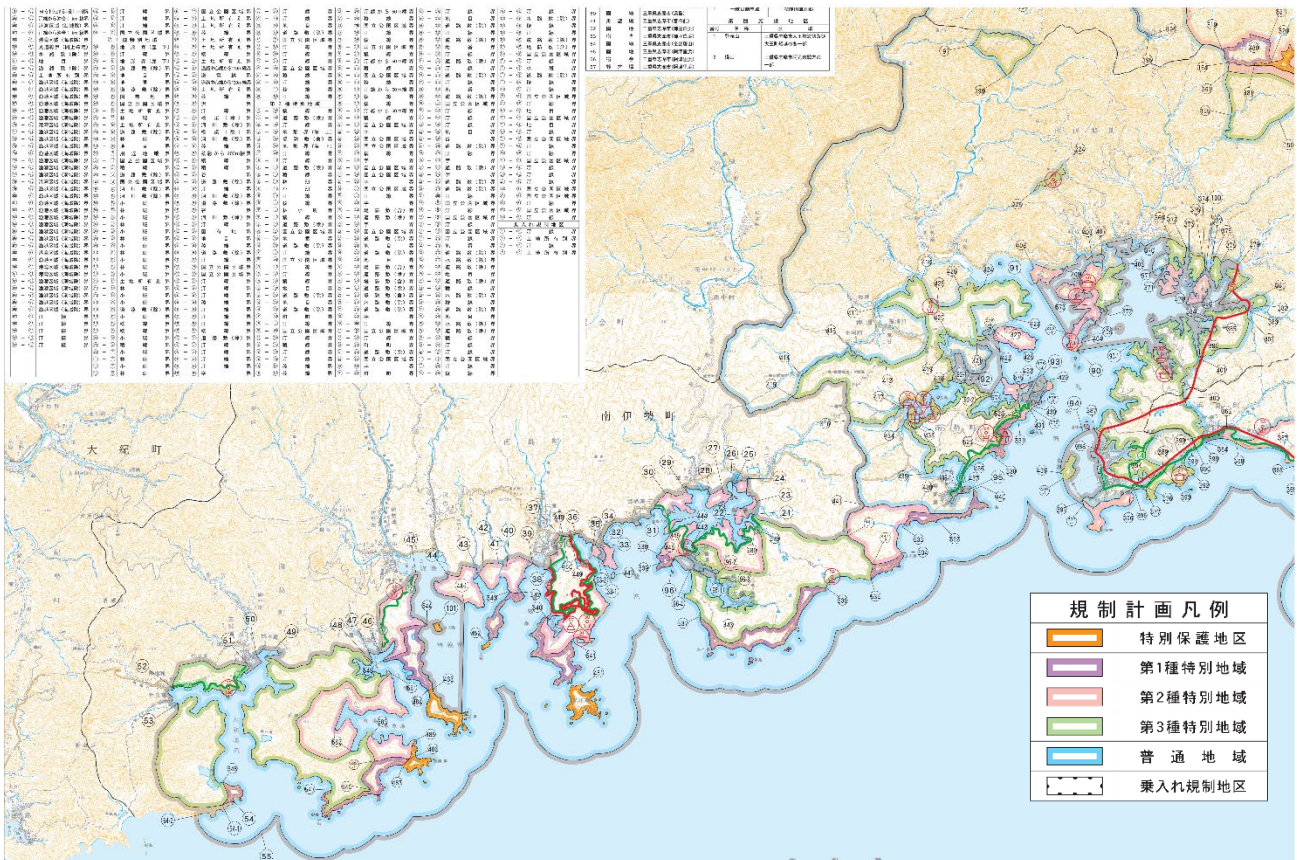
表 3-1 伊勢志摩国立公園の状況

地域	面積 (ha)		摘要 (南伊勢町)
	南伊勢町	全体	
特別地域	5,040	17,509	
特別保護区	145	1,003	見江島、弁天島、半島・島しょ群
第1種特別地域	388	1,128	島しょ・海岸沿線地域
第2種特別地域	1,434	6,600	伊勢神宮宮域林(切原の一部)、南伊勢島しょ・海岸沿線地域
第3種特別地域	3,073	8,778	鍛冶屋峠南、龍仙山、南伊勢沿岸
普通地域	9,261	38,035	
合計	14,301	55,544	

注 上表は海域を除く。海域については、以下のとおり。

普通地域：陸域地先1キロメートル以内の海面(但し、港湾区域(海域)及び漁港区域(海域)を除く。)

出典：伊勢志摩国立公園公園計画書(平成26年3月、環境省)より作成



出典：伊勢志摩国立公園公園計画書(平成26年3月、環境省)より引用

図 3-3 伊勢志摩国立公園の状況

4. 津波浸水区域

本町に被害を及ぼすと考えられる地震は、南海トラフを震源とした広域的な被害を特徴とするプレート境界地震と、地殻上部の活断層を震源とし局所的な被害を特徴とする内陸直下型地震が想定されています。

「平成 25 年度三重県地震被害想定調査結果（最大クラス）」に基づくと、町内の浸水面積は、沿岸部を中心に 1,728ha に及ぶものとされています。沿岸の漁村集落は、集落内道路が狭く、車での進入ができない路地が多くある状況です。また、海拔 10m 前後の居住地が多く、地震による津波の被害が心配されます。

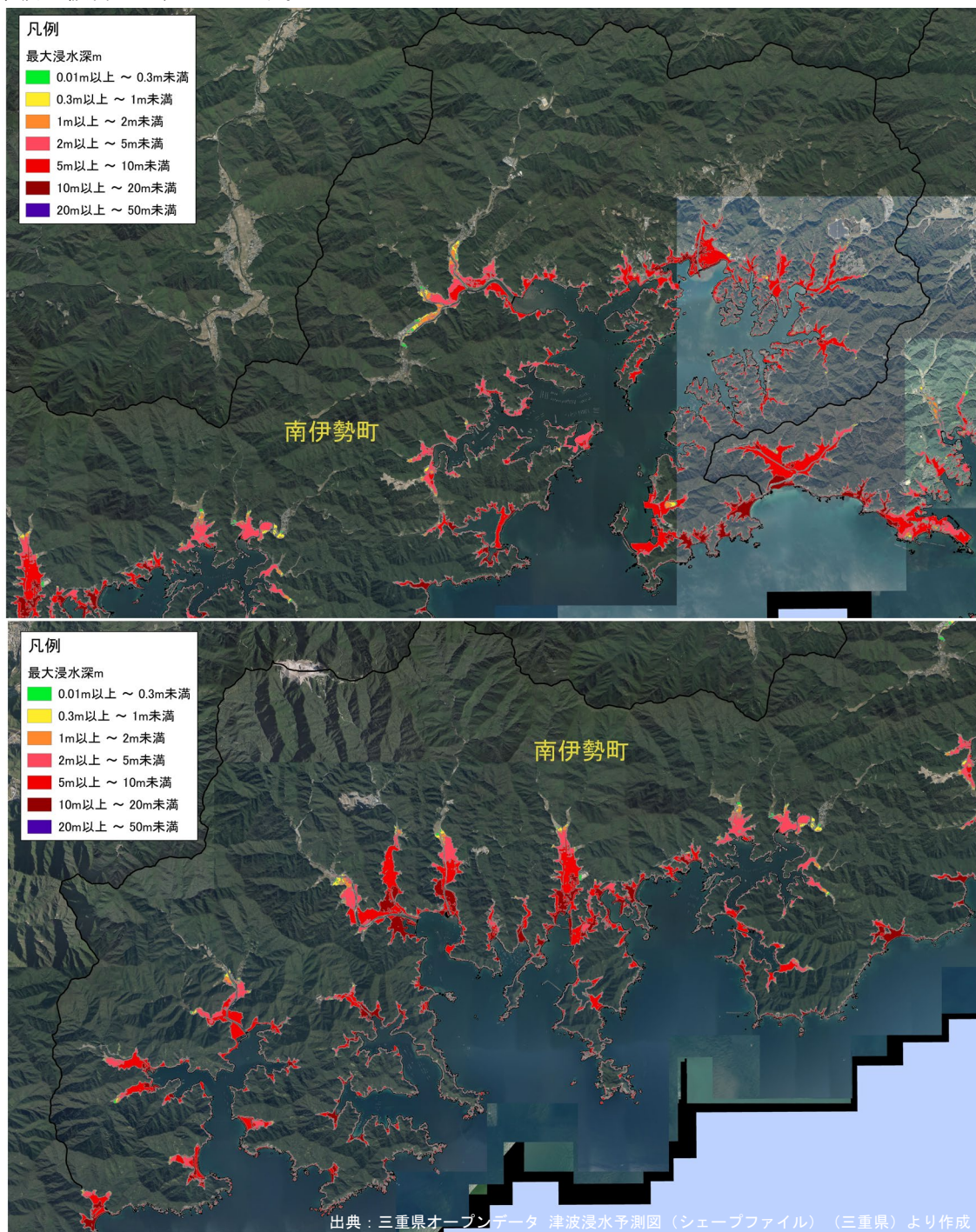


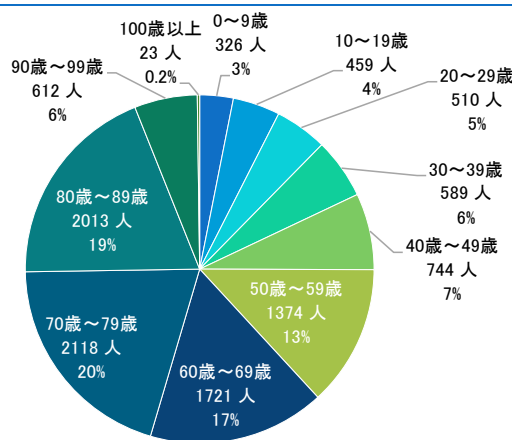
図 3-4 津波浸水区域図

3.2 社会的条件

1.人口・世帯数

本町の人口は、10,489人（令和7年1月1日現在の住民基本台帳）です。そのうち60代以上が60%以上を占め、少子高齢化が進んでいます。

また、これまでの人口の推移をみると、近年は減少傾向で推移している状況にあります。今後も人口減少は続くものとみられますが、「第2期南伊勢町人口ビジョン」（令和5年3月）で示された南伊勢町の人口目標では、令和27(2045)年に総人口5,000人程度、年少（0～14歳）人口420人程度を維持した人口規模にするため、各施策を実施することとしています。

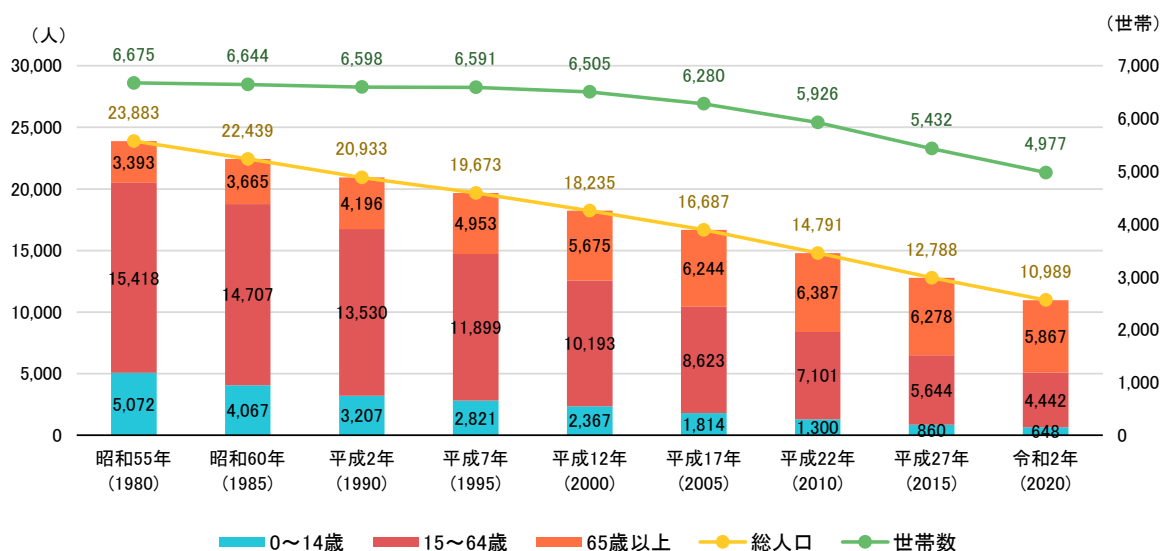


出典：住民基本台帳より作成

図 3-5 南伊勢町の年齢階級別人口（令和7年1月1日現在）

表 3-2 南伊勢町の年齢別人口、世帯数の推移

年	0～14歳 (人)	15～64歳 (人)	65歳以上 (人)	総人口 (人)	世帯数 (世帯)
昭和55年(1980)	5,072	15,418	3,393	23,883	6,675
昭和60年(1985)	4,067	14,707	3,665	22,439	6,644
平成2年(1990)	3,207	13,530	4,196	20,933	6,598
平成7年(1995)	2,821	11,899	4,953	19,673	6,591
平成12年(2000)	2,367	10,193	5,675	18,235	6,505
平成17年(2005)*	1,814	8,623	6,244	16,687	6,280
平成22年(2010)*	1,300	7,101	6,387	14,791	5,926
平成27年(2015)*	860	5,644	6,278	12,788	5,432
令和2年(2020)*	648	4,442	5,867	10,989	4,977



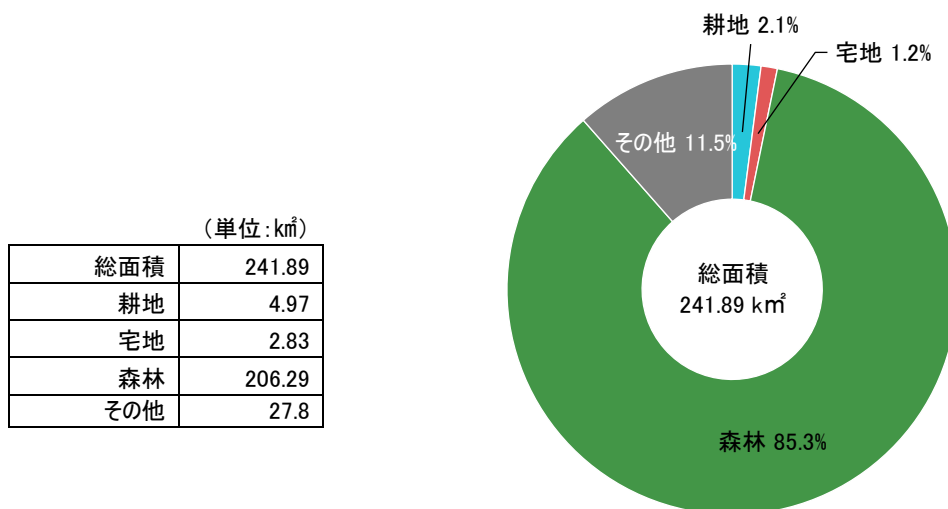
注 平成12年以前は度会郡南勢町、度会郡南島町の合計
 ※:年齢階級不詳者含むため、年齢階級毎の合計と総数が一致しない

出典：国勢調査（総務省統計局）より作成

図 3-6 南伊勢町の年齢別人口、世帯数の推移

2. 土地利用

本町は、総面積 241.89km² のうち、85.3%が森林です。耕地は 2.1%、宅地は 1.2%しかなく、主に沿岸部や谷部に位置しています。



出典：三重県市町要覧（令和6年度版）（令和6年11月、三重県）より作成

図 3-7 南伊勢町の土地利用

3. 地域交通

本町には鉄道がなく、町内の公共交通サービスは、「町営バス」、町運営の「デマンドバス」、近隣市町とを結ぶ「地域間幹線バス」（三重交通）、「民間タクシー」（度会タクシー・神前タクシーの2社）が提供しています。

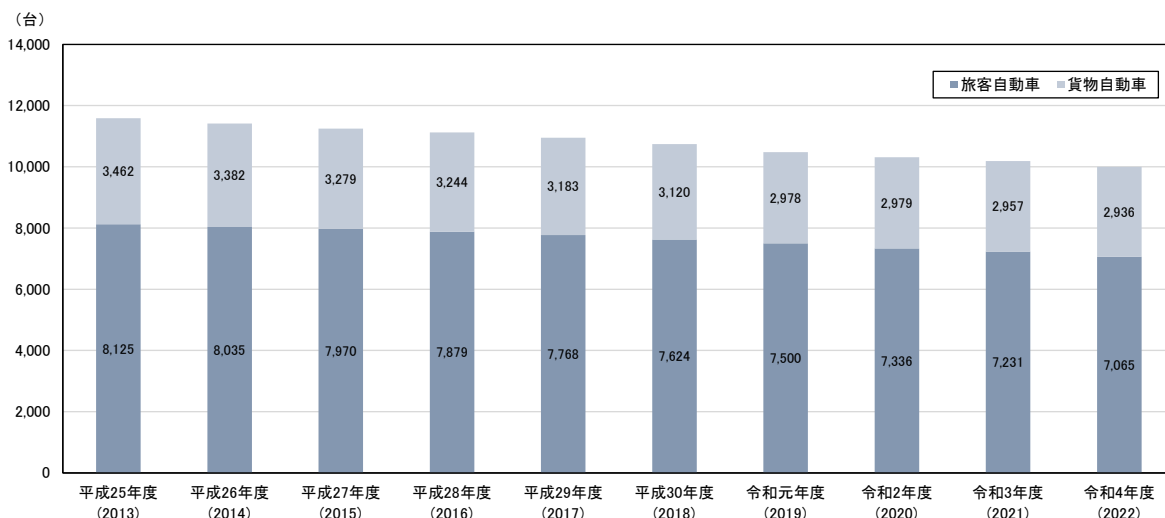
町営バスは、主に国道260号線において大型車両によって定期運行し、デマンドバスは、狭い道路に対応して点在する集落にて運行しています。地域間幹線バス（南島線、五ヶ所線、宿浦線）は、2ヶ所（道方・五ヶ所）の基幹バスセンターで町営バス・デマンドバスと接続することにより、町外へのアクセスを確保しています。



出典：南伊勢町地域公共交通計画（令和3年3月策定、令和7年3月改定、南伊勢町）

図 3-8 町内のバス路線の状況

地域実情に基づいた公共交通網の整備が進められているところですが、町民の主な移動手段は自家用車となっています。本町の自動車保有台数（令和4年度）は、旅客自動車が7,065台、貨物自動車が2,936台となっており、本町の自動車保有台数の推移をみると、横ばいあるいはわずかに減少傾向を示しています。



出典：市区町村別自動車保有車両数（一財 自動車検査登録情報協会）及び市区町村別軽自動車車両数（一社 全国軽自動車協会連合会）より作成

図 3-9 町内の自動車保有台数の推移

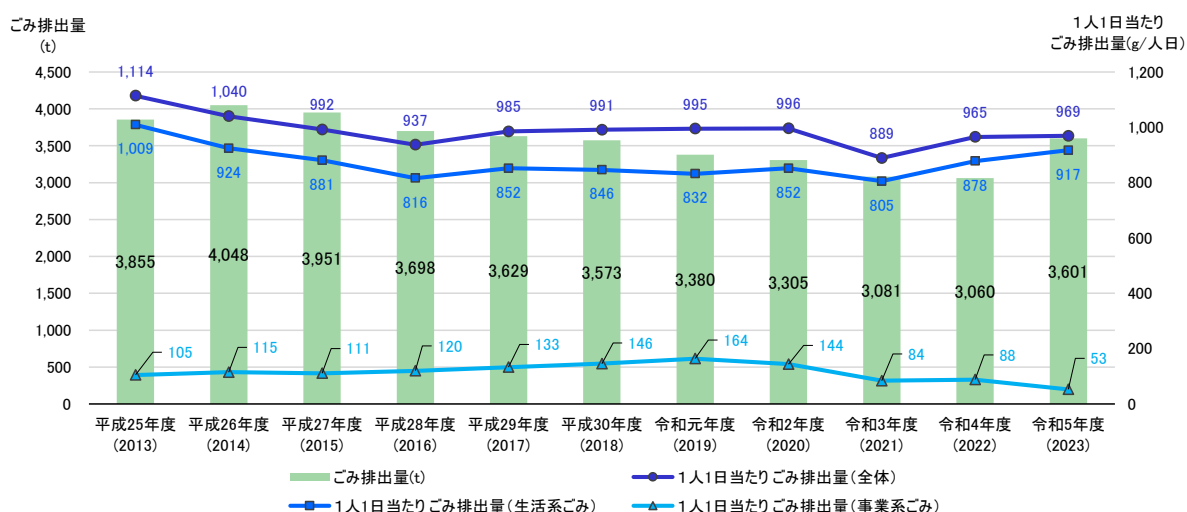
4. 一般廃棄物

本町の家庭や事業所から発生したごみ（一般廃棄物）の発生量をみると、令和5(2023)年度時点で、1人1日当たりのごみ排出量は969g/人日となっています。1人1日当たりのごみ排出量の推移をみると、令和3(2021)年度以降増加傾向にあり、生活系ごみも同様の傾向を示しています。一方で、事業系ごみは、多少増減はあるものの、令和元(2019)年度以降減少傾向にあります。

リサイクル率は、令和5(2023)年度時点で10.1%となっており、最も高かった平成26(2014)年度と比べると低くなっています。

表 3-3 ごみ（一般廃棄物）排出量の推移

年度	計画収集人口 (人)	ごみ排出量 (t)	1人1日当たりごみ排出量(g/人日)			リサイクル率 (%)
			全体	生活系ごみ	事業系ごみ	
平成25年度 (2013)	13,484	3,855	1,114	1,009	105	16.8
平成26年度 (2014)	13,054	4,048	1,040	924	115	18.3
平成27年度 (2015)	13,980	3,951	992	881	111	17.5
平成28年度 (2016)	13,624	3,698	937	816	120	16.5
平成29年度 (2017)	13,253	3,629	985	852	133	15.6
平成30年度 (2018)	12,653	3,573	991	846	146	16.0
令和元年度 (2019)	12,423	3,380	995	832	164	7.7
令和2年度 (2020)	11,869	3,305	996	852	144	7.2
令和3年度 (2021)	11,696	3,081	889	805	84	14.3
令和4年度 (2022)	11,330	3,060	965	878	88	11.7
令和5年度 (2023)	10,979	3,601	969	917	53	10.1



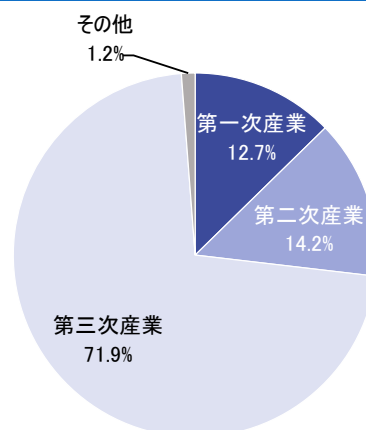
出典：一般廃棄物処理実態調査結果（環境省）より作成

図 3-10 ごみ（一般廃棄物）排出量の推移

3.3 経済的条件

1. 産業構造

本町の産業は県内の他市町と比べ第1次産業を主体とした産業構成となっており、産業別総生産額で見ると、県の第1次産業は県総額の約1%であるのに対し、本町の第1次産業は町総額の12.7%と高い割合を占めています。



注) 産業の種類
 第一次産業：農業、林業、水産業
 第二次産業：鉱業、製造業、建設業
 第三次産業：電気・ガス・水道・廃棄物処理業、卸売・小売業、運輸・郵便業、宿泊・飲食サービス業、情報通信業、金融・保険業、不動産業、専門・科学技術、業務支援サービス業、公務、教育、保健衛生・社会事業、その他のサービス

出典：令和4年度三重県市町民経済計算（三重県）より作成

図 3-11 南伊勢町の産業別総生産額割合

2. 事業所数、従業員数

本町の事業所は610事業所、従業者数は3,355人となっています。産業別の事業所数では、卸売業、小売業が約27%で最も多く、従業者数も同様に最も多くなっています。

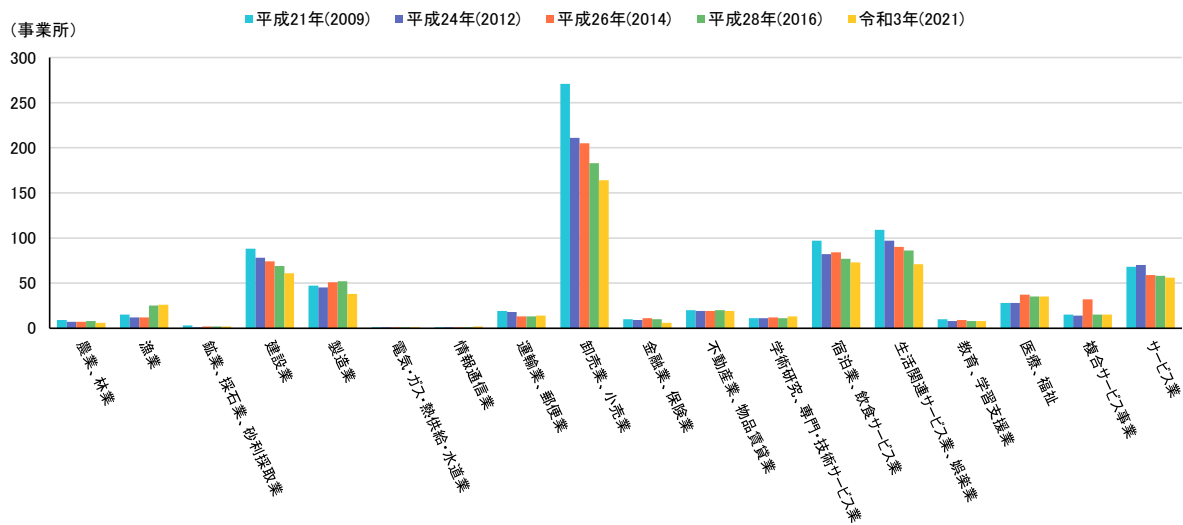
従業者数の推移をみると、多くが横ばいあるいは減少傾向を示していますが、医療・福祉においては従業者の増加傾向がみられます。

表 3-4 事業所数及び従業者数（令和3年）

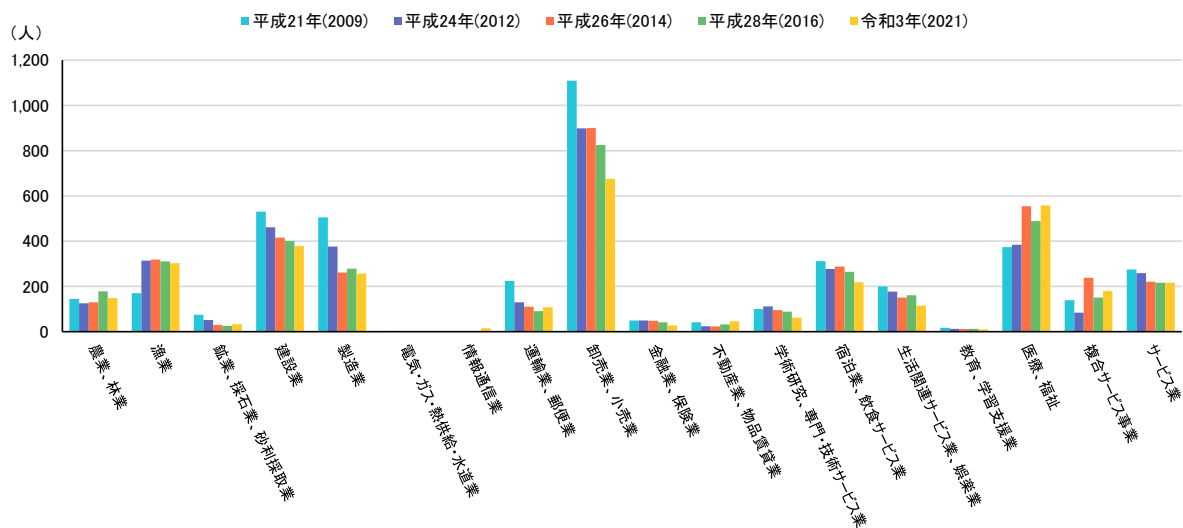
区分	分類	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	構成比	
				事業所数	従業者数
第一次産業	農業、林業	6	148	1.0%	4.4%
	漁業	26	303	4.3%	9.0%
第二次産業	鉱業、採石業、砂利採取業	2	33	0.3%	1.0%
	建設業	61	379	10.0%	11.3%
	製造業	38	257	6.2%	7.7%
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0.2%	0.0%
	情報通信業	2	15	0.3%	0.4%
	運輸業、郵便業	14	108	2.3%	3.2%
	卸売業、小売業	164	676	26.9%	20.1%
	金融業、保険業	6	28	1.0%	0.8%
	不動産業、物品賃貸業	19	46	3.1%	1.4%
	学術研究、専門・技術サービス業	13	62	2.1%	1.8%
	宿泊業、飲食サービス業	73	219	12.0%	6.5%
	生活関連サービス業、娯楽業	71	115	11.6%	3.4%
	教育、学習支援業	8	11	1.3%	0.3%
	医療、福祉	35	558	5.7%	16.6%
	複合サービス事業	15	180	2.5%	5.4%
	サービス業	56	216	9.2%	6.4%
	合計		610	3,355	-

出典：経済センサス調査結果（総務省、経済産業省）より作成

事業所数



従業者数



出典：経済センサス調査結果（総務省、経済産業省）より作成

図 3-12 産業別事業所数、従業員数の推移

3. 主な産業の状況

(1) 漁業、農業

本町は漁業や農業を中心とした第一次産業が盛んな地域であり、地域資源を活かした地域ブランドである「南伊勢ブランド」に認定される商品をはじめとした多くの特産品があります。

本町の水産業は県内一の水揚げ高を誇り、採捕漁業（まき網、定置網、遠洋漁業、内湾漁業等）と養殖漁業により構成され、本町の基幹産業となっています。農業については、水稻栽培と温暖な気候を活かした柑橘栽培が中心であり、特に柑橘栽培は高品質な温州みかんの生産地として高く評価され、地域の重要な産業となっています。

近年の農林水産業の従事者は横ばいで推移していますが、平成7(1995)年の従事者数と比較すると、令和3(2021)年の農林水産業の従事者数は約8～9割の減少となっています。農林水産業従事者の担い手不足や高齢化が懸念されています。

表 3-5 農林水産業従事者数の比較（平成7年・令和3年）

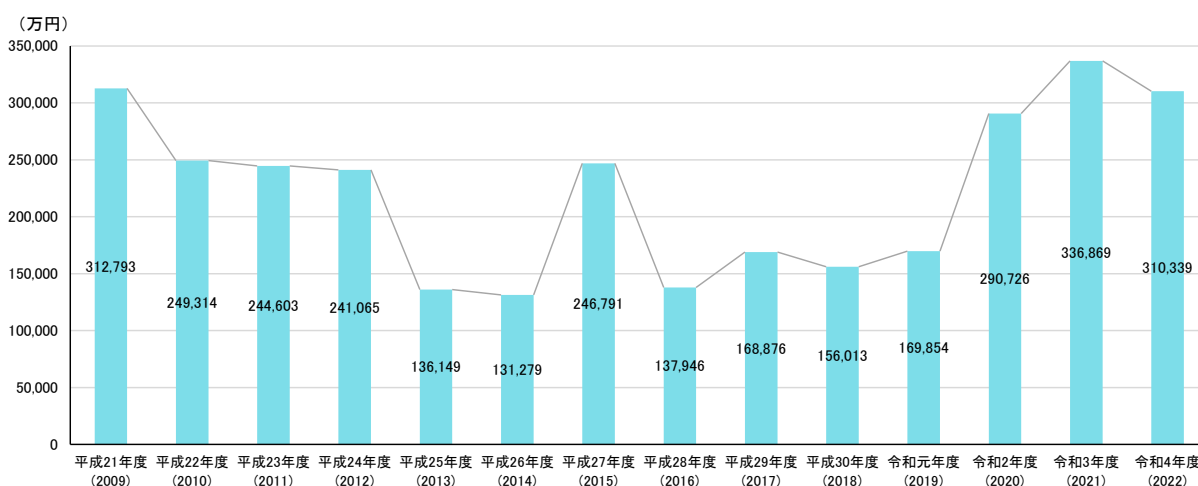
産業別	平成7年 (1995)	令和3年 (2021)	変化率 (令和3年と平成7年の比)
漁業	2,255 人	303 人	-79.8 %
農林業	731 人	148 人	-86.6 %

注 平成7年は度会郡南勢町、度会郡南島町の合計

出典：平成7年国勢調査（総務省）、令和3年経済センサス調査結果（総務省、経済産業省）より作成

(2) 製造業

本町の製造業では、基幹産業である第一次産業の農水産物を原材料とする加工が特徴です。製造品出荷額は令和に入り増加傾向にあります。一方で、製造業に携わる従業者の高齢化や事業の後継者不足、資材や燃料の高騰、施設老朽化等が課題として存在しています。



出典：経済センサス調査結果（総務省、経済産業省）より作成

図 3-13 製造品出荷額等の推移

(3) 卸売業・小売業

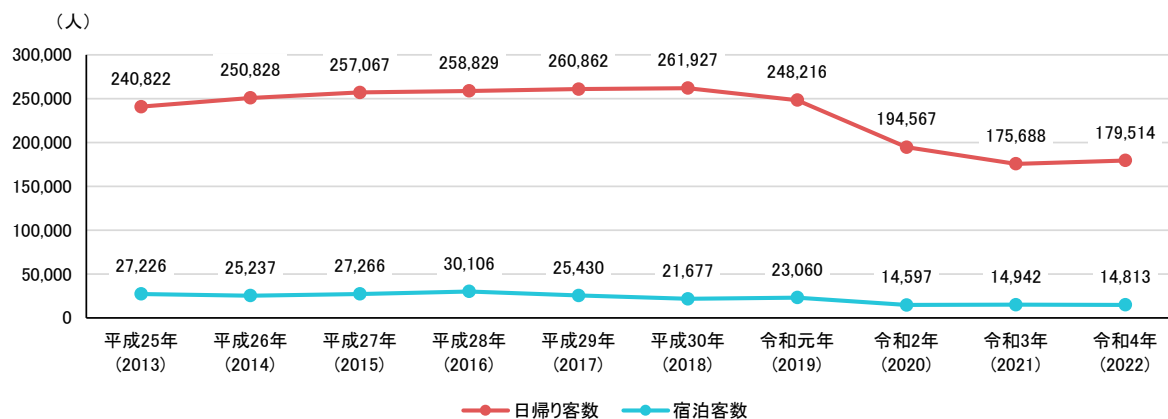
町内の買い物については、スーパーマーケットやホームセンターのある五ヶ所地区や地域のスーパーマーケット、日用雑貨・食料品などの商店で買い物を行なっています。

町内における卸売業・小売業の事業所、従事者は、他の産業と比較し多いものの減少傾向にあります。伊勢市や志摩市等の町外にある遠方の商業施設等での購入や、人口減少に伴い地域内で消費活動が活発に行われなことが背景にあり、町内経済を循環させることが必要となっています。

(4) 観光業

本町の観光業は、地域の豊かな自然を活用した釣堀、釣船、ダイビング、シーカヤック等のマリレジャーや養殖魚の給餌体験、みかん狩り等の観光農業等の体験型観光のほか、愛洲の史跡めぐり等の歴史文化に関わる観光が主力となっています。

南伊勢町への観光入込客数は年々増加傾向にありましたが、令和元(2019)年頃より発生した新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、減少に転じています。



出典：数字で見る南伊勢町（令和5年度作成）より作成

図 3-14 観光客の入込み客数の推移

3.4 町民・事業者意識調査結果

本計画の策定にあたり、町民や町内事業者を対象に、温室効果ガス排出抑制や再生可能エネルギーの導入に関する意識・意向及び取り組み状況等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

1. アンケート調査の概要

表 3-6 アンケート調査の実施概要

実施期間	令和7(2025)年9月1日 ~ 令和7(2025)年9月24日	
実施方法	調査票の郵送によるアンケート調査	
回収方法	・調査票の郵送による返送 ・web 回答フォームを利用したインターネット回答	
アンケート調査の対象者	町民	無作為に抽出した18歳以上の町民1,000人
	事業者	無作為に抽出した町内の100事業者
アンケート調査の回答状況	町民	362人 (回答率36%)
	事業者	37事業者 (回答率37%)

2. 町民アンケート調査結果の概要

町民の地球温暖化への関心度は高く、全体の9割程度の回答で、関心があると回答しています。町民の地球温暖化対策の取り組み状況では、適切なごみの分別、こまめに電気を消す等の各家庭や個人で実施可能な地球温暖化対策を実施している方が多い状況がみられました。

再生可能エネルギーの導入にあたっては、特に太陽光発電において環境への影響を懸念する意見が複数寄せられていることから、太陽光発電の導入を検討する際には、自然環境への配慮が必要と考えられます。

表 3-7 町民アンケート調査結果の概要

回答者の属性、地球温暖化への関心度																																																																		
<p>■回答者の年齢構成</p> <ul style="list-style-type: none"> 回答者の年齢構成は、60代以上の回答率が6割以上となった。 <p>■地球温暖化への関心度</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化への関心度は、全体の9割程度の回答者が「非常に関心がある」、「やや関心がある」と回答。 	<p>回答者の年齢構成</p> <p>地球温暖化への関心度</p>																																																																	
家庭における地球温暖化対策の取り組み状況																																																																		
<p>■現在実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 各家庭、個人で実施可能なごみの分別・減量の取り組みや、身近な節電、省エネ対策が多かった（適切なごみの分別、こまめに電気を消す等）。 <p>■現在実施しておらず、今後も実施予定がない取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「マイカーの使用を控え、できるだけ公共交通機関や自転車を利用する」が多かった。広い町内の移動手段は主に自家用車であり、公共交通機関の活用は難しいものとみられる。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>取り組み</th> <th>現在実施している</th> <th>現在実施していないが、今後実施したい</th> <th>現在実施しておらず、今後も実施予定はない</th> <th>該当しない、わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資源とごみを町の基準に沿って適切に分別する</td> <td>94%</td> <td>4%</td> <td>1%</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td>ごみの減量に努める(マイバッグを持参する、食べ残しを減らすなど)</td> <td>82%</td> <td>12%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>不要な照明やテレビはこまめに消す</td> <td>80%</td> <td>16%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>冷暖房を使用するときは、設定温度に気をつける</td> <td>80%</td> <td>13%</td> <td>3%</td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>冷蔵庫への詰め込み過ぎや、ドアを長時間開けっぱなしにしない</td> <td>78%</td> <td>16%</td> <td>3%</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>シャワーは流したままにしない</td> <td>74%</td> <td>18%</td> <td>4%</td> <td>4%</td> </tr> <tr> <td>自動車を運転する際、アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)を実践する</td> <td>59%</td> <td>21%</td> <td>12%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>家族が続けて風呂に入る</td> <td>57%</td> <td>24%</td> <td>10%</td> <td>9%</td> </tr> <tr> <td>使わない電気製品はプラグを抜く</td> <td>37%</td> <td>38%</td> <td>19%</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>エコマーク付き商品など、環境にやさしい商品を優先的に購入する</td> <td>26%</td> <td>44%</td> <td>15%</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>建物の陽よけになるように植栽する(緑のカーテンなど)</td> <td>19%</td> <td>33%</td> <td>35%</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>マイカーの使用を控え、できるだけ公共交通機関や自転車を利用する</td> <td>8%</td> <td>21%</td> <td>57%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table>	取り組み	現在実施している	現在実施していないが、今後実施したい	現在実施しておらず、今後も実施予定はない	該当しない、わからない	資源とごみを町の基準に沿って適切に分別する	94%	4%	1%	1%	ごみの減量に努める(マイバッグを持参する、食べ残しを減らすなど)	82%	12%	3%	3%	不要な照明やテレビはこまめに消す	80%	16%	3%	3%	冷暖房を使用するときは、設定温度に気をつける	80%	13%	3%	3%	冷蔵庫への詰め込み過ぎや、ドアを長時間開けっぱなしにしない	78%	16%	3%	2%	シャワーは流したままにしない	74%	18%	4%	4%	自動車を運転する際、アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)を実践する	59%	21%	12%	9%	家族が続けて風呂に入る	57%	24%	10%	9%	使わない電気製品はプラグを抜く	37%	38%	19%	5%	エコマーク付き商品など、環境にやさしい商品を優先的に購入する	26%	44%	15%	15%	建物の陽よけになるように植栽する(緑のカーテンなど)	19%	33%	35%	13%	マイカーの使用を控え、できるだけ公共交通機関や自転車を利用する	8%	21%	57%	15%
取り組み	現在実施している	現在実施していないが、今後実施したい	現在実施しておらず、今後も実施予定はない	該当しない、わからない																																																														
資源とごみを町の基準に沿って適切に分別する	94%	4%	1%	1%																																																														
ごみの減量に努める(マイバッグを持参する、食べ残しを減らすなど)	82%	12%	3%	3%																																																														
不要な照明やテレビはこまめに消す	80%	16%	3%	3%																																																														
冷暖房を使用するときは、設定温度に気をつける	80%	13%	3%	3%																																																														
冷蔵庫への詰め込み過ぎや、ドアを長時間開けっぱなしにしない	78%	16%	3%	2%																																																														
シャワーは流したままにしない	74%	18%	4%	4%																																																														
自動車を運転する際、アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)を実践する	59%	21%	12%	9%																																																														
家族が続けて風呂に入る	57%	24%	10%	9%																																																														
使わない電気製品はプラグを抜く	37%	38%	19%	5%																																																														
エコマーク付き商品など、環境にやさしい商品を優先的に購入する	26%	44%	15%	15%																																																														
建物の陽よけになるように植栽する(緑のカーテンなど)	19%	33%	35%	13%																																																														
マイカーの使用を控え、できるだけ公共交通機関や自転車を利用する	8%	21%	57%	15%																																																														
家庭における省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 全体として省エネ設備や再生可能エネルギーの導入が進んでいない状況がみられた。既に導入済みの省エネ設備として、「LEDなど高効率照明の導入」の回答が多かった。 導入予定はないが関心があった項目として「電力消費や待機電力の少ない家電製品への買い替え」が挙げられる。 省エネ、再エネ設備等の導入予定がない理由としては、「初期費用がかかる」が約8割を占めた。 																																																																		
町が取り組むべき地球温暖化対策																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 町が取り組むべき対策として最も多かったのは「ブルーカーボンの活用」であり、次いで「森林の保全」であった。 優先的に進めていくべき適応策（気候変動の影響を回避・軽減する施策）では、「自然災害」「水産業」が多かった。 																																																																		
地球温暖化対策における自由意見																																																																		
<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策の取り組みについて、前向きな意見、否定的な意見の両方がみられた。否定的な意見では、太陽光発電の導入による自然環境への影響を特に懸念している状況がみられた。 地球温暖化対策の実施を行うことで、自然環境（特に海域）の保全や回復を望む意見も多かった。 地球温暖化対策の取り組み対策として、ごみの減量、リサイクル、省エネ等の意見が寄せられた。 再生可能エネルギーの導入に関する意見では、太陽光発電について、自然環境への影響を危惧し導入を望まない意見（特に森林の開発行為を伴うメガソーラー）が多かった。施設の屋根等での太陽光発電には前向きな意見もあった。 																																																																		

3. 事業者アンケート調査結果の概要

事業者においても地球温暖化への関心度は高い傾向がみられます。事業者の地球温暖化対策の取り組み状況では、半数以上の事業所でごみの削減・リサイクルや、冷暖房設定温度の調整等を実施している状況がみられました。

事業者が地球温暖化対策を進める上では、具体的に何をすべきかわからず、省エネ・再エネ設備を導入するにしても初期費用がかかる点を懸念している状況がみられました。事業者の地球温暖化対策を促進するには、地球温暖化対策に関する情報提供の機会や、地球温暖化対策関連の導入に係る助成、融資制度の整備が必要と考えられます。

表 3-8 事業者アンケート調査結果の概要

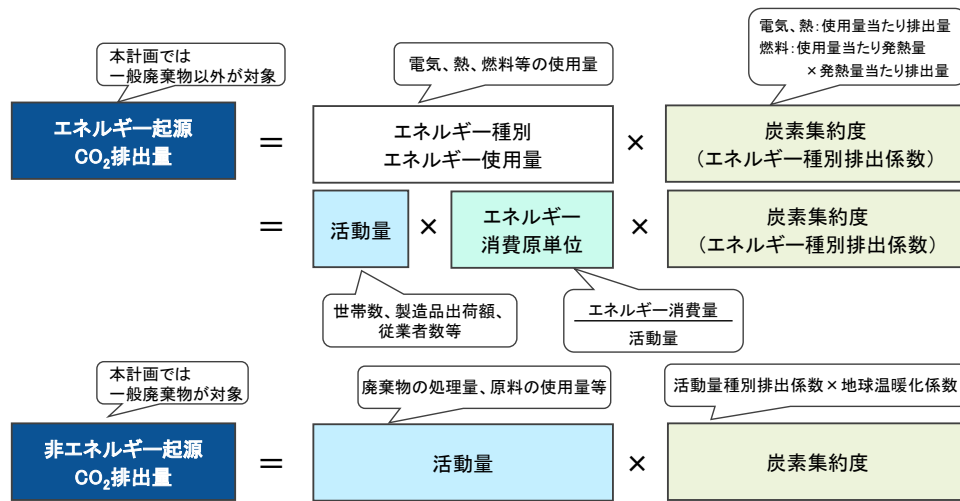
回答者の属性、地球温暖化への関心度																																																																												
<p>■回答者の業種</p> <ul style="list-style-type: none"> 最も多かった業種は建設業・鉱業及び卸売・小売業であり、7事業所であった。 <p>■地球温暖化への関心度</p> <ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化への関心度は、全体の9割以上の回答者が「非常に関心がある」、「やや関心がある」と回答。 事業活動で気候変動の影響を感じる事項として、「猛暑対策のためのエネルギー消費量の増加」「熱中症対策など従業員の健康管理のための負担増」が多く、次いで「水産物の漁獲量の減少や、魚種の変化」であった。 																																																																												
事業所における地球温暖化対策の取り組み状況																																																																												
<p>■現在実施している取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「事業所から出るごみの削減とリサイクル」が最も多く、次いで「冷暖房設定温度の調整」であり、半数以上の事業所で実施している。 <p>■現在実施しておらず、今後も実施予定がない取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> 「省エネルギー診断の受診」と「従業員への徒歩、自転車、公共交通機関による通勤の奨励」が多かった。 「省エネルギー診断」はどのような取り組みなのかかわからないことが背景にあり、「従業員への徒歩、自転車、公共交通機関による通勤の奨励」は、町内の交通事情を踏まえると、導入が難しいことがうかがえる。 	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在実施している</th> <th>現在実施していないが、今後実施したい</th> <th>現在実施しておらず、今後も実施予定はない</th> <th>該当しない、わからない</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業所から出るごみの削減とリサイクル</td> <td>61%</td> <td>8%</td> <td>11%</td> <td>19%</td> </tr> <tr> <td>冷暖房設定温度の調整</td> <td>58%</td> <td>11%</td> <td>14%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)の徹底</td> <td>50%</td> <td>19%</td> <td>8%</td> <td>22%</td> </tr> <tr> <td>クールビズ、ウォームビズの奨励</td> <td>47%</td> <td>8%</td> <td>17%</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>照明の明るさや明るさの調整</td> <td>46%</td> <td>14%</td> <td>20%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>従業員への省エネ行動の啓発</td> <td>39%</td> <td>14%</td> <td>17%</td> <td>31%</td> </tr> <tr> <td>エネルギー使用量の記録・確認</td> <td>31%</td> <td>11%</td> <td>31%</td> <td>26%</td> </tr> <tr> <td>原料や容器に環境にやさしいものを利用</td> <td>28%</td> <td>17%</td> <td>14%</td> <td>42%</td> </tr> <tr> <td>製品や商品の包装簡素化、顧客へのマイバッグ利用推奨</td> <td>22%</td> <td>6%</td> <td>14%</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>共同配送や仕入れなど、自動車運行の効率化</td> <td>17%</td> <td>6%</td> <td>19%</td> <td>58%</td> </tr> <tr> <td>屋上や壁面の緑化、緑のカーテンなど建築物の緑化</td> <td>11%</td> <td>17%</td> <td>28%</td> <td>44%</td> </tr> <tr> <td>従業員への徒歩、自転車、公共交通機関による通勤の奨励</td> <td>6%</td> <td>14%</td> <td>43%</td> <td>37%</td> </tr> <tr> <td>省エネルギー診断の受診</td> <td>3%</td> <td>9%</td> <td>50%</td> <td>38%</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素排出量の把握と削減目標の設定</td> <td>0%</td> <td>12%</td> <td>32%</td> <td>56%</td> </tr> </tbody> </table>		現在実施している	現在実施していないが、今後実施したい	現在実施しておらず、今後も実施予定はない	該当しない、わからない	事業所から出るごみの削減とリサイクル	61%	8%	11%	19%	冷暖房設定温度の調整	58%	11%	14%	17%	アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)の徹底	50%	19%	8%	22%	クールビズ、ウォームビズの奨励	47%	8%	17%	28%	照明の明るさや明るさの調整	46%	14%	20%	20%	従業員への省エネ行動の啓発	39%	14%	17%	31%	エネルギー使用量の記録・確認	31%	11%	31%	26%	原料や容器に環境にやさしいものを利用	28%	17%	14%	42%	製品や商品の包装簡素化、顧客へのマイバッグ利用推奨	22%	6%	14%	58%	共同配送や仕入れなど、自動車運行の効率化	17%	6%	19%	58%	屋上や壁面の緑化、緑のカーテンなど建築物の緑化	11%	17%	28%	44%	従業員への徒歩、自転車、公共交通機関による通勤の奨励	6%	14%	43%	37%	省エネルギー診断の受診	3%	9%	50%	38%	二酸化炭素排出量の把握と削減目標の設定	0%	12%	32%	56%
	現在実施している	現在実施していないが、今後実施したい	現在実施しておらず、今後も実施予定はない	該当しない、わからない																																																																								
事業所から出るごみの削減とリサイクル	61%	8%	11%	19%																																																																								
冷暖房設定温度の調整	58%	11%	14%	17%																																																																								
アイドリングストップやエコドライブ(加減速の少ない運転)の徹底	50%	19%	8%	22%																																																																								
クールビズ、ウォームビズの奨励	47%	8%	17%	28%																																																																								
照明の明るさや明るさの調整	46%	14%	20%	20%																																																																								
従業員への省エネ行動の啓発	39%	14%	17%	31%																																																																								
エネルギー使用量の記録・確認	31%	11%	31%	26%																																																																								
原料や容器に環境にやさしいものを利用	28%	17%	14%	42%																																																																								
製品や商品の包装簡素化、顧客へのマイバッグ利用推奨	22%	6%	14%	58%																																																																								
共同配送や仕入れなど、自動車運行の効率化	17%	6%	19%	58%																																																																								
屋上や壁面の緑化、緑のカーテンなど建築物の緑化	11%	17%	28%	44%																																																																								
従業員への徒歩、自転車、公共交通機関による通勤の奨励	6%	14%	43%	37%																																																																								
省エネルギー診断の受診	3%	9%	50%	38%																																																																								
二酸化炭素排出量の把握と削減目標の設定	0%	12%	32%	56%																																																																								
省エネ設備や再生可能エネルギーの導入状況																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> 既に導入済みの省エネ設備として、「LEDなど高効率照明の導入」の回答が多かった。 省エネ、再エネ設備等の導入予定がない理由としては、「初期費用がかかる」が約8割を占めた。 																																																																												
町が取り組むべき地球温暖化対策																																																																												
<ul style="list-style-type: none"> 事業者が求める町からの支援策は「事業所の地球温暖化対策の事例や手法、利用できるサービスなどの情報提供」が最も多く、次いで「省エネルギーや再生可能エネルギーの導入に係る助成・融資制度」であった。 優先的に進めていくべき適応策（気候変動の影響を回避・軽減する施策）では、「自然災害」が多かった。 																																																																												

第4章 温室効果ガス排出量の現状・将来推計

本町の温室効果ガスの排出量の目標設定にあたり、現状の温室効果ガス排出量を推計し、今後追加の温室効果ガス削減対策を行わなかった場合の温室効果ガス排出量の将来推計を行いました。

4.1 温室効果ガス排出量の算定手法

現状及び将来推計における温室効果ガス排出量の算定手法は、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）Ver.2.2」（環境省、令和7年6月）（以下、算定マニュアル）に準じた推計手法を用いました。



出典：算定マニュアルを基に作成

図 4-1 温室効果ガスの算定方法

4.2 温室効果ガス排出量の現状推計

1. 現状推計で用いたデータ

現状推計は、「自治体排出量カルテ」（環境省）を用いて、全国や県の CO₂ 排出量を基に、部門別活動量について全国や県と町の比で按分する方法により、推計値を算出しました。

表 4-1 推計に用いたデータ

部門・分野		活動量	活動量の出典
産業部門	製造業	製造品出荷額等	・平成 21 (2009)～令和元 (2019) 年度：工業統計調査 ・令和 2 (2020) 年度：経済センサス（活動調査） ・令和 3 (2021)～4 (2022) 年度：経済構造実態調査
	建設業・鉱業	従業者数	・平成 21 (2009)～令和元 (2019) 年度：経済センサス（基礎調査） ・令和 2 (2020) 年度～4 (2022) 年度：経済センサス（活動調査）
	農林水産業	従業者数	
業務その他部門		従業者数	
家庭部門		世帯数	・住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査
運輸部門	自動車（旅客）	自動車保有台数（乗合車、乗用車等）	・市区町村別自動車保有車両数（一財自動車検査登録情報協会） ・市区町村別軽自動車車両数（一社全国軽自動車協会連合会）
	自動車（貨物）	自動車保有台数（貨物車、大型特殊車等）	
	船舶	入港船舶総トン数（船舶）	・港湾統計年報
廃棄物分野	一般廃棄物	ごみ排出量	・一般廃棄物処理実態調査結果

出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

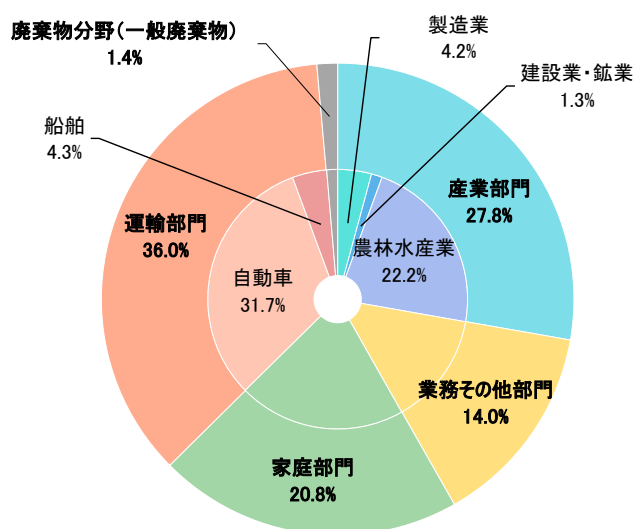
2. CO₂ 排出量の現状推計結果

現状（令和4(2022)年度）における本町のCO₂排出量（推計値）は約74千t-CO₂です。

部門別の構成比をみると、運輸部門が最も大きく（約36%）、次いで産業部門（約28%）、家庭部門（約21%）、業務その他部門（約14%）、廃棄物分野（一般廃棄物）（約1%）となっています。

運輸部門の内訳は、自動車（約32%）、船舶（約4%）で、自動車が大半を占めています。

産業部門の内訳は、農林水産業（約22%）、製造業（約4%）、建設業・鉱業（約1%）で、農林水産業が大半を占めているのが特徴です。



部門・分野	令和4年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合計	74.2	100.0%
産業部門	20.6	27.8%
製造業	3.1	4.2%
建設業・鉱業	1.0	1.3%
農林水産業	16.5	22.2%
業務その他部門	10.4	14.0%
家庭部門	15.4	20.8%
運輸部門	26.7	36.0%
自動車	23.5	31.7%
旅客	10.1	13.6%
貨物	13.4	18.1%
船舶	3.2	4.3%
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.0	1.4%

出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

図 4-2 部門・分野別 CO₂ 排出量の現状推計結果（令和4(2022)年度）

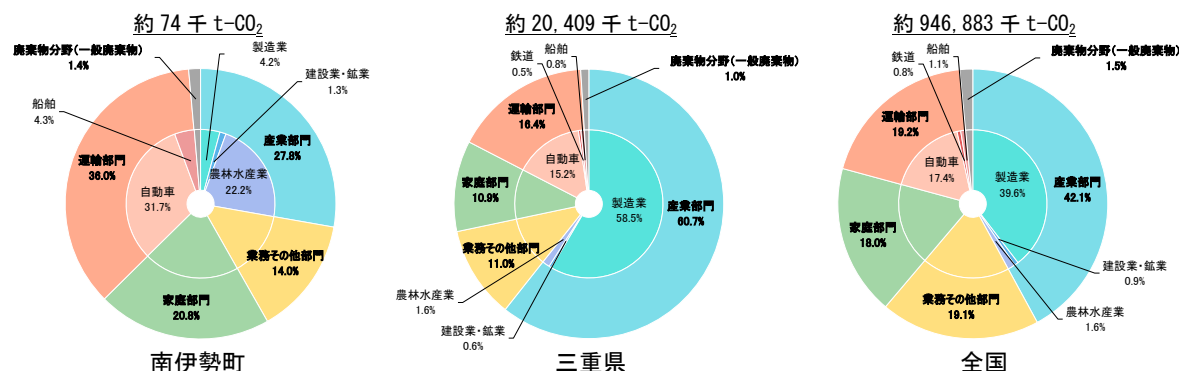
コラム②

全国、三重県との CO₂ 排出量の比較

CO₂ 排出量について、参考までに本町と三重県、全国と比較しました。本町の CO₂ 排出量は全国の 0.01% 程度となっています。また、部門・分野別の CO₂ 排出量の割合をみると、全国、県と比較して産業部門における農林水産業の割合や、運輸部門の割合が高い特徴があります。

CO₂ 排出量の比較

区分	CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	全国に占める 割合
南伊勢町	74.2	0.01%
三重県	20,408.9	2.2%
全国	946,883.0	—



出典：自治体排出量カルテ（環境省）より作成

図 4-3 全国、県、南伊勢町における部門・分野別 CO₂ 排出量の現状推計結果（令和4(2022)年度）

3. CO₂ 排出量の推移

平成 21(2009)年度以降の本町の CO₂ 排出量（推計値）の推移について、表 4-2 及びに図 4-4 に整理しました。本町の CO₂ 排出量は、平成 27(2015)年度にいったん増加していますが、全体を通しては減少傾向にあります。

基準年度（平成 25(2013)年度）と現状年度（令和 4(2022)年度）の CO₂ 排出量を比較すると、約 26%減少しています。産業部門の製造業（製造品出荷額等）や農林水産業（従事者の増加）によりエネルギー消費量が増加している一方で、その他の業務その他部門、家庭部門、運輸部門におけるエネルギー消費量は減少傾向を示しているため、全体の排出量は減少しています。

次に、部門別の CO₂ 排出量の推移について示します。

（1）産業部門

産業部門の CO₂ 排出量は、年度によって増減があります。

産業部門の内訳をみると、製造業では近年の製造品出荷額は増加傾向にあるため、エネルギー消費量及び CO₂ 排出量も増加しています。建設業・鉱業では、従業者数が減少傾向にあるため、エネルギー消費量及び CO₂ 排出量も減少傾向にあります。農林水産業の従事者は横ばいあるいはやや増加傾向であり、農林水産業のエネルギー消費量及び CO₂ 排出量も増加しています。

（2）業務その他部門

業務その他部門における CO₂ 排出量は、年度によってわずかに増減がありますが、平成 23(2011)年度をピークに概ね減少傾向を示しています。CO₂ 排出量について、基準年度と現状年度を比較すると、現状年度では約 46%の大幅な減少となっています。

（3）家庭部門

家庭部門における CO₂ 排出量は、業務その他部門と似た傾向を示し、年度によってわずかに増減がありますが、平成 23(2011)年度をピークに概ね減少傾向を示しています。CO₂ 排出量について、基準年度と現状年度を比較すると、現状年度では約 41%の減少を示しています。

（4）運輸部門

運輸部門における CO₂ 排出量は、船舶については約 3～6 千 t-CO₂ の間で、概ね横ばいで推移しています。一方で、自動車（旅客、貨物）については減少傾向を示しており、基準年度と現状年度の CO₂ 排出量を比較すると、約 27%減少しています。

(5) 廃棄物分野（一般廃棄物）

廃棄物分野（一般廃棄物）における CO₂ 排出量は、他部門と比べて多くありません。基準年度と現状年度を比較すると、約 12%減少しています。

表 4-2 部門・分野別 CO₂ 排出量の推移

部門・分野	部門・分野別 CO ₂ 排出量 [千 t-CO ₂]														【活動量変化率】 基準年度(H25)と 現状年度の(R4)の比
	H21 (2009)	H22 (2010)	H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013) 基準年度	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H31 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022) 現状年度	
合計	102.9	105.9	108.2	104.3	100.4	102.7	113.3	94.9	92.6	87.3	84.0	78.2	80.3	74.2	-26.1%
産業部門	21.9	19.9	20.5	20.4	18.1	23.4	42.0	25.2	24.9	22.9	23.1	23.3	23.1	20.6	14.0%
製造業	3.8	3.1	3.2	3.0	1.7	1.6	2.8	1.7	2.0	1.8	1.9	3.3	3.8	3.1	82.9%
建設業・鉱業	1.3	1.3	1.8	1.7	1.5	1.3	1.2	1.1	1.2	1.1	1.0	1.0	1.1	1.0	-32.9%
農林水産業	16.8	15.6	15.5	15.7	14.9	20.5	38.0	22.3	21.8	20.0	20.2	19.0	18.2	16.5	10.7%
業務その他部門	16.8	17.4	20.2	19.1	19.3	18.2	14.8	14.4	13.6	14.1	12.5	9.8	11.3	10.4	-46.0%
家庭部門	24.1	27.2	27.8	26.0	26.3	23.2	21.5	21.7	20.8	18.6	16.9	16.6	16.9	15.4	-41.4%
運輸部門	39.4	40.5	38.1	37.3	35.6	36.6	33.7	32.5	31.9	30.5	30.0	27.2	28.0	26.7	-24.9%
自動車	35.2	34.9	33.6	33.2	32.2	30.9	30.2	29.2	28.4	27.4	26.3	23.8	23.6	23.5	-26.8%
旅客	16.2	16.1	15.7	15.5	14.9	14.0	13.7	13.4	13.0	12.5	12.0	10.3	9.8	10.1	-32.0%
貨物	19.0	18.9	17.9	17.6	17.3	17.0	16.5	15.8	15.4	14.9	14.3	13.5	13.7	13.4	-22.3%
船舶	4.3	5.6	4.5	4.2	3.4	5.7	3.5	3.4	3.5	3.1	3.6	3.4	4.5	3.2	-6.5%
廃棄物分野 (一般廃棄物)	0.7	0.9	1.5	1.4	1.2	1.4	1.3	1.1	1.5	1.3	1.4	1.4	0.9	1.0	-11.6%

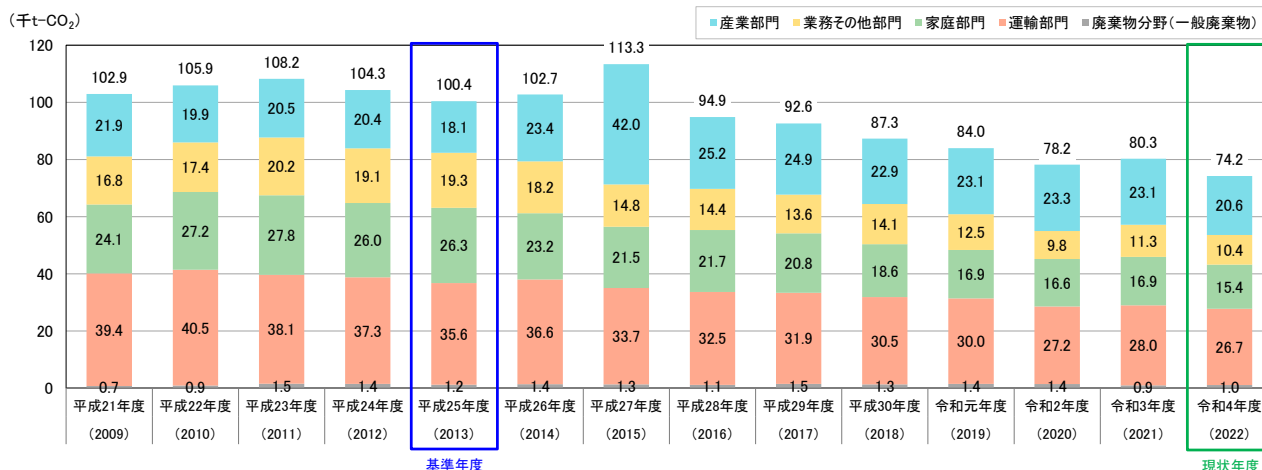


図 4-4 部門・分野別 CO₂ 排出量の推移

4.3 温室効果ガス排出量の将来推計

1. 将来推計の検討ケース

将来推計は、温室効果ガスの排出量の目標設定を見据えて、「現状趨勢（BAU）ケース」で検討しました。

- 現状趨勢(BAU)ケース

今後、排出量削減に向けた追加の対策等の導入を見込まず、直近の現状年度（令和4(2022)年度）から、活動量のみが変化すると仮定した場合の将来推計。

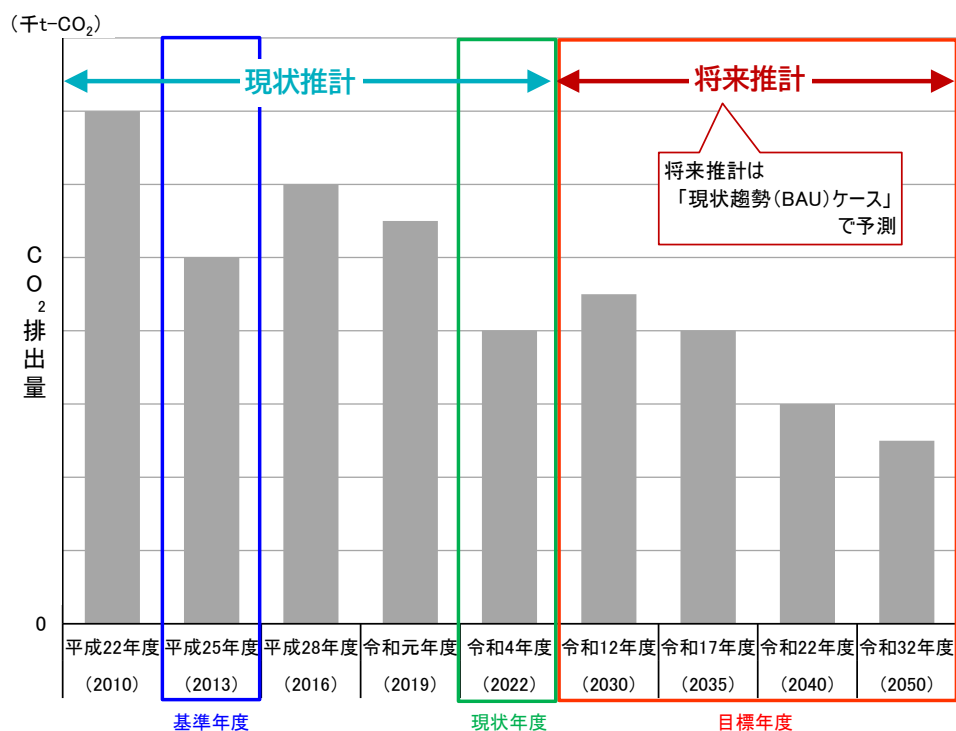


図 4-5 将来推計のイメージ

2. CO₂ 排出量の将来推計結果

(1) 現状趨勢 (BAU) ケースの算定方法

現状趨勢 (BAU) ケースは、実績値の最新年度である現状年度 (令和4 (2022)年度) の CO₂ 排出量排出量に対して、活動量のみが変化すると仮定して、将来の CO₂ 排出量排出量を算定しました。

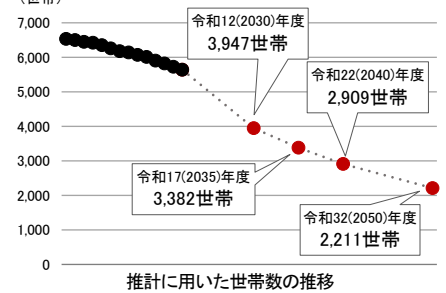
具体的には、現状年度の CO₂ 排出量に対し、将来の活動量の変化率 (目標年度の活動量 / 現状年度の活動量) を踏まえて算定しました。なお、将来の活動量は、実績値を踏まえ、近似式や平均値を用いて設定しました (表 4-3 参照)。

$$\text{現状趨勢 (BAU) CO}_2\text{排出量} = \text{現状年度 (令和4 (2022)年度) CO}_2\text{排出量} \times \frac{\text{目標年度の活動量}}{\text{現状年度の活動量}}$$

出典：算定マニュアルを基に作成

図 4-6 現状趨勢 (BAU) ケースの算定方法

表 4-3 将来の活動量の考え方

部門・分野		活動量等	実績値の活動量の傾向	将来推計の活動量の設定
産業部門	製造業	製造品出荷額等	・増減を繰り返し、明確な傾向はない	・R4 実績値が将来も継続
	建設業・鉱業	従業者数	・徐々に減少する傾向 (近年はほぼ横ばい)	・実績値から算出した近似式により推計
	農林水産業	従業者数	・H25-H26 間で大きく変化 ・他の期間は横ばいの傾向	・R4 実績値が将来も継続
業務その他部門		従業者数	・徐々に減少する傾向	・実績値から算出した近似式により推計
家庭部門		世帯数	・徐々に減少する傾向	・第2期南伊勢町人口ビジョン (R5.3) 人口目標値に基づき、R4 時点の世帯人員 (1.99 人) から目標年度の世帯数を設定  (世帯) 7,000 6,000 5,000 4,000 3,000 2,000 1,000 0 令和12(2030)年度 3,947世帯 令和22(2040)年度 2,909世帯 令和17(2035)年度 3,382世帯 令和32(2050)年度 2,211世帯 推計に用いた世帯数の推移
運輸部門	自動車 (旅客)	自動車保有台数	・徐々に減少する傾向	・実績値から算出した近似式により推計
	自動車 (貨物)	自動車保有台数		
	船舶	入港船舶総トン数 (船舶)	・徐々に減少する傾向	・実績値から算出した近似式により推計
廃棄物分野	一般廃棄物		・H21、H22 結果が顕著に小さい ・H21、H22 を除けば徐々に減少する傾向	・実績値 (H21、H22 を除く) から算出した近似式により推計

(2) 現状趨勢 (BAU) ケースの推計結果

基準年度である平成 25(2013)年度と比較して、現状趨勢 (BAU) ケースにおける CO₂ 排出量は、令和 12(2030)年度では約 36%の減少、令和 17(2035)年度では約 40%の減少、令和 22(2040)年度では約 44%の減少、令和 32(2050)年度では約 50%の減少となります。全部門で緩やかに減少する傾向があります。

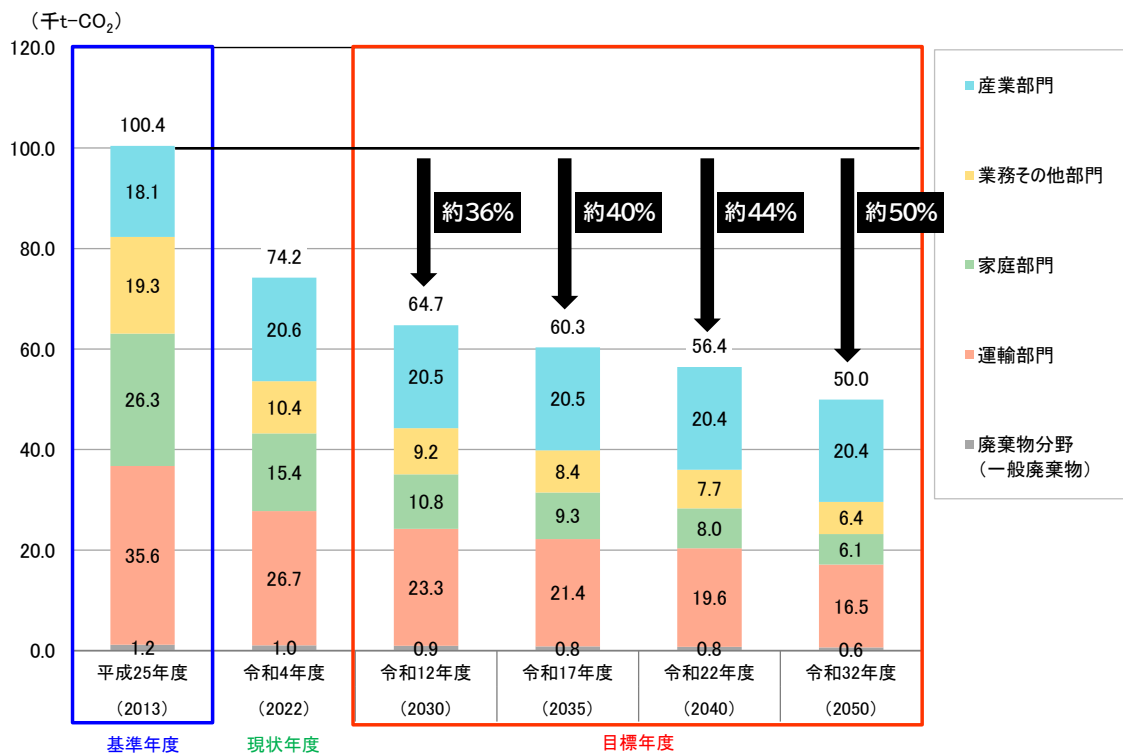


図 4-7 CO₂ 排出量の将来推計 (現状趨勢 (BAU) ケース)

表 4-4 CO₂排出量の将来推計（現状趨勢（BAU）ケース）

部門・分野	CO ₂ 排出量の現状推計 (千 t-CO ₂)		CO ₂ 排出量の将来推計(千 t-CO ₂) 【現状趨勢(BAU)ケース】			
	基準年度	現状年度	目標年度			
	平成 25 年度 (2013)	令和 4 年度 (2022)	令和 12 年度 (2030)	令和 17 年度 (2035)	令和 22 年度 (2040)	令和 32 年度 (2050)
合計	100.4	74.2	64.7	60.3	56.4	50.0
産業部門	18.1	20.6	11.2	20.5	20.4	20.4
製造業	1.7	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
建設業・鉱業	1.5	1.0	0.9	0.9	0.8	0.7
農林水産業	14.9	16.5	16.5	16.5	16.5	16.5
業務その他部門	19.3	10.4	9.2	8.4	7.7	6.4
家庭部門	26.3	15.4	10.8	9.3	8.0	6.1
運輸部門	35.6	26.7	23.3	21.4	19.6	16.5
自動車	32.2	23.5	20.6	19.0	17.5	14.9
旅客	14.9	10.1	9.5	9.0	8.5	7.6
貨物	17.3	13.4	11.1	10.0	9.0	7.3
船舶	3.4	3.2	2.7	2.3	2.1	1.6
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6

表 4-5 CO₂排出量の変化率（現状趨勢（BAU）ケース）

部門・分野	CO ₂ 排出量の変化率							
	目標年度と基準年度(H25)の比				目標年度と現状年度(R4)の比			
	R12/H25 比	R17/H25 比	R22/H25 比	R32/H25 比	R12/R4 比	R17/R4 比	R22/R4 比	R32/R4 比
合計	-35.5%	-39.9%	-43.8%	-50.3%	-12.8%	-18.7%	-24.0%	-32.7%
産業部門	13.4%	13.1%	12.9%	12.6%	-0.5%	-0.7%	-0.9%	-1.2%
製造業	82.9%	82.9%	82.9%	82.9%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
建設業・鉱業	-39.6%	-42.8%	-45.5%	-49.7%	-9.9%	-14.7%	-18.7%	-25.0%
農林水産業	10.7%	10.7%	10.7%	10.7%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
業務その他部門	-52.3%	-56.4%	-60.1%	-66.7%	-11.6%	-19.2%	-26.1%	-38.3%
家庭部門	-59.0%	-64.8%	-69.7%	-77.0%	-30.0%	-40.0%	-48.4%	-60.8%
運輸部門	-34.5%	-40.0%	-44.9%	-53.5%	-12.8%	-20.1%	-26.7%	-38.2%
自動車	-35.9%	-40.9%	-45.5%	-53.6%	-12.4%	-19.2%	-25.5%	-36.6%
旅客	-35.9%	-39.4%	-42.6%	-48.6%	-5.7%	-10.8%	-15.6%	-24.4%
貨物	-35.8%	-42.2%	-47.9%	-57.8%	-17.4%	-25.6%	-33.0%	-45.7%
船舶	-21.7%	-31.2%	-39.6%	-53.4%	-16.2%	-26.4%	-35.4%	-50.2%
廃棄物分野(一般廃棄物)	-20.0%	-28.3%	-35.7%	-48.5%	-9.5%	-18.9%	-27.3%	-41.7%

将来推計では、「現状趨勢（BAU）ケース」の他に、温室効果ガスの削減目標の設定を見据えて「電気排出係数低下ケース」についても検討しました。「電気排出係数低下ケース」に基づく将来推計も行いましたが、電気排出係数の低下はあくまでも仮定であるため、削減目標の検討では「現状趨勢（BAU）ケース」を採用しました（「8.3 温室効果ガスの削減目標」参照）。このため、「電気排出係数低下ケース」は、参考として以下に示します。

電気排出係数低下ケース

- ・ 各部門・分野で使用する活動量の構成比は変化しないものとし、このうち電気の排出係数については、電力業界の削減目標とされている「令和 12(2030)年度までに 0.25kg-CO₂/kWh 程度 まで低下」と仮定した場合の将来推計。
- ・ 電気の排出係数の変化は、電力消費量が多い産業部門、業務その他部門、家庭部門を対象とした。また、令和 12(2030)年度以降の電気排出係数は変わらないものとした。

基準年度である平成 25(2013)年度と比較して、電気排出係数低下ケースにおける CO₂ 排出量は、令和 12(2030)年度では約 54%の減少、令和 17(2035)年度では約 57%の減少、令和 22(2040)年度では約 60%の減少、令和 32(2050)年度では約 65%の減少となります。

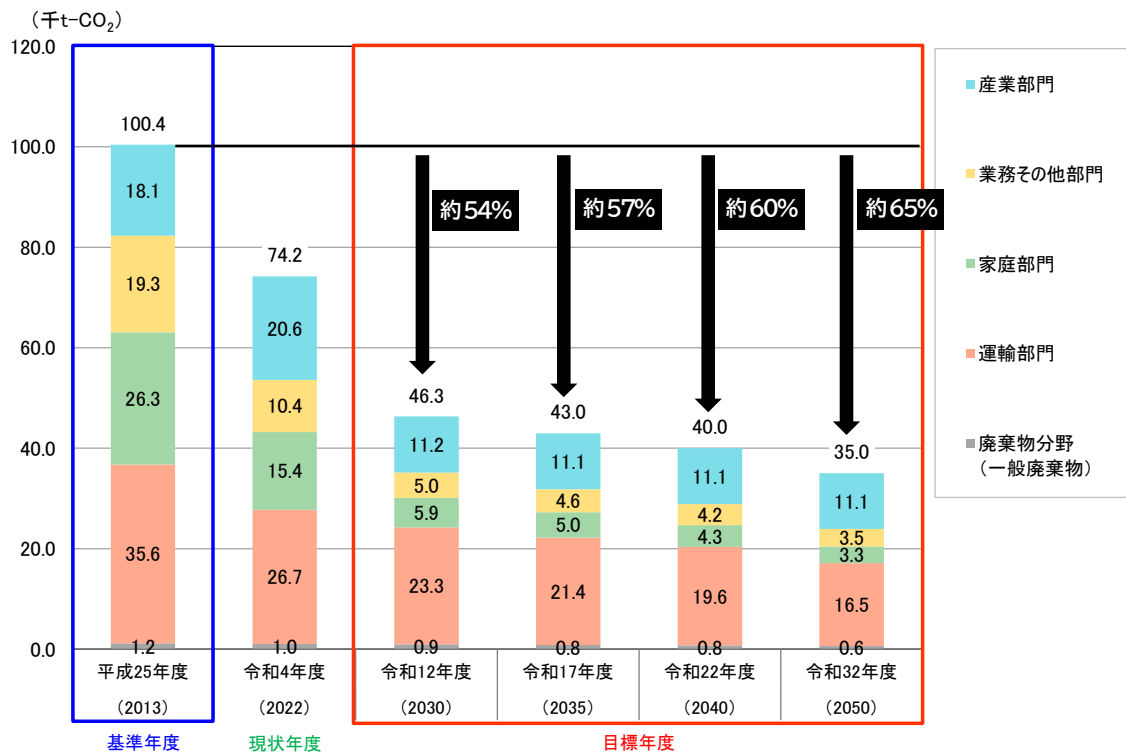


図 4-8 CO₂ 排出量の将来推計（電気排出係数低下ケース）

表 4-6 CO₂ 排出量の将来推計（電気排出係数低下ケース）

部門・分野	CO ₂ 排出量の現状推計 (千 t-CO ₂)		CO ₂ 排出量の将来推計(千 t-CO ₂) 【電気排出係数低下ケース】			
	基準年度	現状年度	目標年度			
	平成 25 年度 (2013)	令和 4 年度 (2022)	令和 12 年度 (2030)	令和 17 年度 (2035)	令和 22 年度 (2040)	令和 32 年度 (2050)
合計	100.4	74.2	46.3	43.0	40.0	35.0
産業部門	18.1	20.6	11.2	11.1	11.1	11.1
製造業	1.7	3.1	1.7	1.7	1.7	1.7
建設業・鉱業	1.5	1.0	0.5	0.5	0.4	0.4
農林水産業	14.9	16.5	9.0	9.0	9.0	9.0
業務その他部門	19.3	10.4	5.0	4.6	4.2	3.5
家庭部門	26.3	15.4	5.9	5.0	4.3	3.3
運輸部門	35.6	26.7	23.3	21.4	19.6	16.5
自動車	32.2	23.5	20.6	19.0	17.5	14.9
旅客	14.9	10.1	9.5	9.0	8.5	7.6
貨物	17.3	13.4	11.1	10.0	9.0	7.3
船舶	3.4	3.2	2.7	2.3	2.1	1.6
廃棄物分野(一般廃棄物)	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6

表 4-7 CO₂ 排出量の変化率（電気排出係数低下ケース）

部門・分野	CO ₂ 排出量の変化率							
	目標年度と基準年度(H25)の比				目標年度と現状年度(R4)の比			
	R12/H25 比	R17/H25 比	R22/H25 比	R32/H25 比	R12/R4 比	R17/R4 比	R22/R4 比	R32/R4 比
合計	-53.9%	-57.2%	-60.2%	-65.1%	-37.6%	-42.1%	-46.1%	-52.8%
産業部門	-38.2%	-38.3%	-38.5%	-38.7%	-45.8%	-45.9%	-46.0%	-46.2%
製造業	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-0.3%	-45.5%	-45.5%	-45.5%	-45.5%
建設業・鉱業	-67.1%	-68.8%	-70.3%	-72.6%	-50.9%	-53.5%	-55.7%	-59.2%
農林水産業	-39.6%	-39.6%	-39.6%	-39.6%	-45.5%	-45.5%	-45.5%	-45.5%
業務その他部門	-74.0%	-76.2%	-78.3%	-81.9%	-51.8%	-56.0%	-59.8%	-66.4%
家庭部門	-77.7%	-80.8%	-83.5%	-87.5%	-61.9%	-67.3%	-71.9%	-78.6%
運輸部門	-34.5%	-40.0%	-44.9%	-53.5%	-12.8%	-20.1%	-26.7%	-38.2%
自動車	-35.9%	-40.9%	-45.5%	-53.6%	-12.4%	-19.2%	-25.5%	-36.6%
旅客	-35.9%	-39.4%	-42.6%	-48.6%	-5.7%	-10.8%	-15.6%	-24.4%
貨物	-35.8%	-42.2%	-47.9%	-57.8%	-17.4%	-25.6%	-33.0%	-45.7%
船舶	-21.7%	-31.2%	-39.6%	-53.4%	-16.2%	-26.4%	-35.4%	-50.2%
廃棄物分野(一般廃棄物)	-20.0%	-28.3%	-35.7%	-48.5%	-9.5%	-18.9%	-27.3%	-41.7%

第5章 温室効果ガス吸収量の推計

本町は総面積の約 85%を森林が占めています。このため、森林による現状の CO₂ 吸収量について推計しました。

5.1 森林吸収量の推計方法

森林吸収量の推計方法は、算定マニュアルに基づき、平成 30(2018)年度と令和 5(2023)年度の森林全体の炭素蓄積量を推計し、炭素蓄積量の変化から算定しました。

表 5-1 対象とした森林及び年度

対象とした森林	民有林（竹林及び無立木地等を除く） （国有林については、面積がごくわずかのため算定対象外とした）
森林データ年度	平成 30(2018)年度、令和 5(2023)年度
森林データ出典	森林・林業統計書（三重県）

平成 30(2018)年度と令和 5(2023)年度の森林炭素蓄積量の比較を行い、その差を CO₂ に換算して吸収量（純吸収量）を推計しました。今回は、比較するデータが5年離れているため、その期間の年数で除することで単年当たりの吸収量に換算しました。

〈単年度の炭素蓄積量の推計式〉

$$C_T = \sum_i \{ V_{T,i} \times BEF_i \times (1 + R_i) \times WD_i \times CF_i \}$$

記号	名称	定義
C _T	炭素蓄積量	T年度の地上部及び地下部バイオマス中の炭素蓄積量[t-C]
V _{T,i}	材積量	T年度の森林タイプiの材積量[m ³]
BEF _i	バイオマス拡大係数	森林タイプiに対応する幹の材積に枝葉の容積を加算し、地上部樹木全体の蓄積に補正するための係数
WD _i	容積密度	森林タイプiの容積を重量(drymatter:d.m.)に換算するための係数[t-d.m./m ³]
R _i	地下部比率	森林タイプiの樹木の地上部に対する地下部の比率
CF _i	炭素含有率	森林タイプiの乾物重量を炭素量に換算するための比率[t-C/t-d.m.]

※iは森林のタイプ(樹種、林齢等)

〈基本推計式〉

$$R = (C_2 - C_1) / T_{2-1} \times \left(-\frac{44}{12} \right)$$

記号	名称	定義
R	吸収量	報告年度の吸収量[t-CO ₂ /年]
C ₁	炭素蓄積量 1	比較をする年度の森林炭素蓄積量[t-C]
C ₂	炭素蓄積量 2	報告年度の森林炭素蓄積量[t-C]
T ₂₋₁	年数	報告年度と比較年度間の年数[年]
-44/12	炭素からCO ₂ への換算係数	炭素(分子量12)をCO ₂ (分子量44)に換算する係数 ※炭素の増加(プラス)がCO ₂ では吸収(マイナス表記)となるため、冒頭にマイナスを付けて掛け算

〈基礎データ〉

森林面積 (ha)	R5年度	H30年度
森林面積 (ha)	19,847.29	19,861.58
V _T 材積 (m ³)	R5年度	H30年度
スギ	494,047	480,444
ヒノキ	1,034,491	986,786
マツ	186,814	183,606
その他針葉樹	62	46
広葉樹	1,161,775	1,141,275
合計	2,877,189	2,792,157

炭素蓄積量計算用の係数	スギ	ヒノキ	マツ	その他針葉樹	広葉樹
BEF バイオマス拡大係数	1.23	1.24	1.295	1.40	1.33
R 地下部比率	0.25	0.26	0.30	0.40	0.26
WD 容積密度 (t-d.m./m ³)	0.314	0.407	0.458	0.423	0.646
CF 炭素含有率 (t-C/t-d.m.)	0.51	0.51	0.51	0.51	0.48

注1 林齢不明のため、県内の齢級別材積は大部分が5齢級以上であることから、5齢級以上の値を採用

注2 アカマツ、クロマツの平均値を採用

5.2 森林吸収量の推計結果

推計式から算定した町内の森林吸収量は、22,542 (t-CO₂/年) と推計しています。これは基準年度である平成 25(2013)年度の温室効果ガス排出量約 100 千 t-CO₂ に対して、約 22%を占めます。

〈各年度の炭素蓄積量の推計結果〉

C _T 炭素蓄積量 (t-C)	R5年度	H30年度
スギ	121,642	118,293
ヒノキ	335,493	320,022
マツ	73,381	72,121
その他針葉樹	26	19
広葉樹	603,696	593,043
合計	1,134,238	1,103,498

《森林吸収量の推計結果》

R 森林吸収量 (t-CO₂/年)

$$= ((1,134,238 - 1,103,498) / 5) \times (44/12) = \underline{\underline{22,542 \text{ (t-CO}_2\text{/年)}}}$$

森林（グリーンカーボン）と同様に、CO₂の吸収源として期待されているものにブルーカーボンがあります。ブルーカーボンとは、沿岸・海洋生物が光合成によりCO₂を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のことを指します。

本町におけるブルーカーボンとしては、湾部に生育する海草・海藻類（藻場）に着目しています。現時点では、統一的なCO₂吸収量の算定マニュアルがなく、今後、産学官連携の調査、検討によりブルーカーボンのポテンシャルやCO₂吸収量について把握していく予定です。

また、藻場は磯焼けによる生育面積の縮小、消失が問題となっています。藻場を持続可能なCO₂吸収源として用いるためには、藻場の保全・再生を目指す必要があります。様々な取り組みを進めています。

表 5-2 (1) 藻場の保全に関する取り組み (1/2)









<p>1. 水産多面的機能発揮対策事業（国・県・町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度～（現在5活動組織） ・活動内容：ウニ除去・植食性魚類の除去、海藻種苗の投入等 		
<p>ウニの除去</p> 	<p>アラメ種苗生産</p> 	<p>アラメ種苗設置</p> 
<p>2. 南伊勢町漁場環境機能整備事業（町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度～（現在7活動組織） ・活動内容：アオリイカ産卵床の設置、ウニ・植食性魚類除去 		
<p>アオリイカの産卵床</p> 	<p>植食性魚類の除去</p> 	
<p>3. 産学官連携によるヒジキ場の再生（漁業者・漁協・地域企業・大学・町）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度～（現在3活動組織）産学官連携で実施 ・ヒジキが卵を形成する時期の5～6月に近くのヒジキ場から成熟した母藻を採取し、種苗センターの水槽内で卵を放出させます。この卵をジョウロで岩場に散布します。 ・この取り組みを漁業者らと連携して行うことにより、活動地区によってはヒジキ場が再生し、地域の活性化につながっています。 <p>〈定点観測地点でのヒジキ場の再生状況〉</p>		
<p>2022年6月</p>  <p>ヒジキがほとんど見られなかった</p>	<p>2023年2月</p>  <p>他の海藻に覆われているがヒジキの芽を多数確認</p>	<p>2024年2月</p>  <p>他の海藻よりもヒジキが覆っているのが良くわかるくらい広がりをみせた</p>

表 5-2 (2) 藻場の保全に関する取り組み (2/2)

4. 漁業者と町におけるヒジキ場の再生 (漁業者・町)

- ・令和3年度～ (現在 8地区)
- ・産学官連携モデル事業の効果を元に、南伊勢町では漁業者と種苗センターを中心に、種まきや外敵生物の除去を行いヒジキ場の再生を図る取り組みを行っています。



5. NPO法人による民間企業助成金事業 (民間企業助成金)

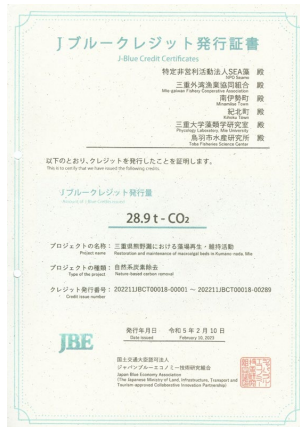
- ・平成27年度～ (現在 2地区)
- ・活動内容：ダイバーによるウニ駆除
- ・藻場再生により固定されたCO₂を「Jブルークレジット」により販売し、販売益による持続可能な活動で、生態系の回復への取り組みを行っています

〈ダイバーによるウニ駆除状況〉

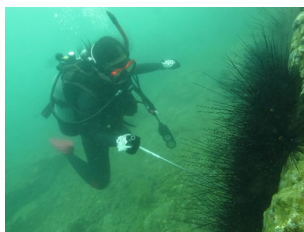
作業日	参加人数		駆除数				
	ダイバー	漁業者	葛島	逢原島	禁漁区	種苗センター前	由布
令和5年6月20日	16名	2名	4,605	3,570	-	-	-
令和5年7月22日	16名	2名	9,605	-	-	5,336	8,983
令和5年10月8日	19名	2名	2,128	1,795	765	6,498	-
合計	51名	6名	16,338	5,365	765	11,834	8,983
		57名			43,285		

駆除総数：484,676個 (H27～R5)

〈Jブルークレジットの発行〉



2022年度認証：28.9 t
 2023年度認証：20.3 t
 現在販売実績3社：3.5 t
 【現在公募カーボン量：45.7 t】



データ等の提供：NPO法人SEA藻

第6章 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギーとは、石油や石炭、天然ガス等の有限な資源である化石エネルギーとは異なり、自然環境を活用した非化石エネルギーをエネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーであり、温室効果ガスを排出せず生産できるという特徴があります。

再生可能エネルギーの種類として、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、太陽熱等の熱利用発電、バイオマス等があります。

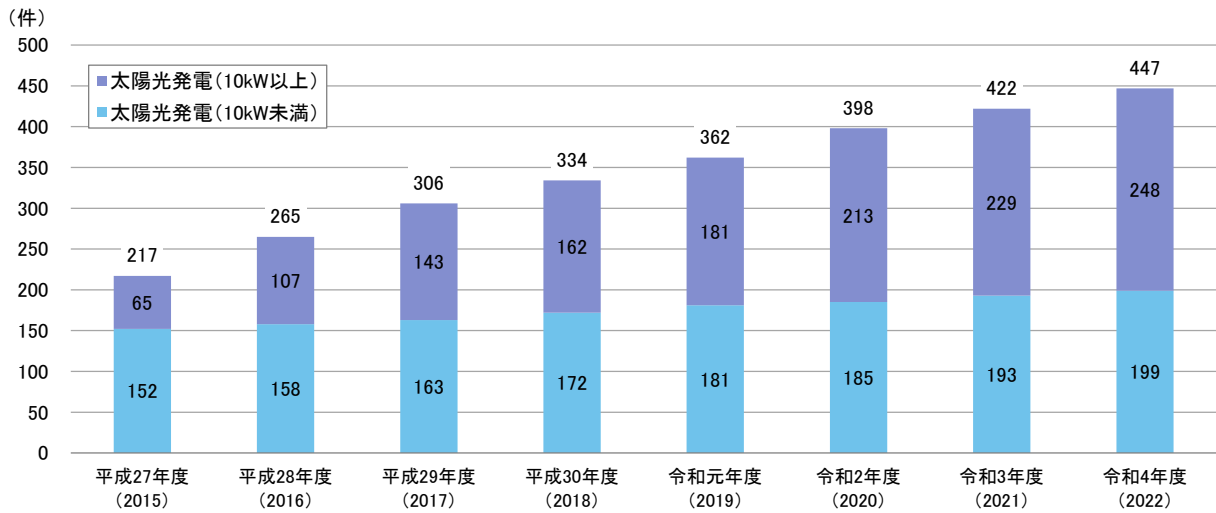
本計画の目標設定、脱炭素施策等の検討にあたり、町内の再生可能エネルギーの導入状況を整理するとともに、町内の導入ポテンシャルについて整理しました。

6.1 再生可能エネルギーの導入状況

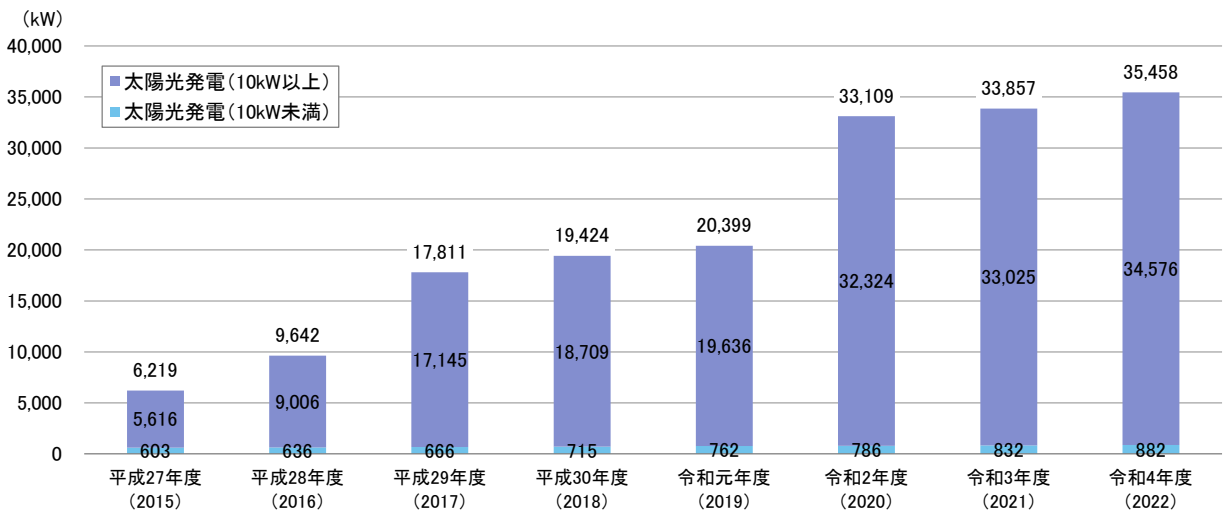
固定価格買取制度（FIT・FIP 制度）の認定設備を対象とした、南伊勢町で導入済みの再生可能エネルギーは、太陽光発電のみであり、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の導入実績ありません。

町内における FIT・FIP 制度の太陽光発電の導入状況（件数・容量・発電量）は図 6-1 に示すとおりであり、太陽光発電の状況を見ると、導入件数、導入設備容量とも年々増加傾向を示しています。特に、平成 27 年度は 6,000kW、令和 2 年度は 10,000kW を超える大型の太陽光発電設備が運転を開始したことから、大幅に設備容量が増加しています。また、令和 4 (2022)年度の再生可能エネルギー自給率(再生可能エネルギー発電量（推計値）/エネルギー電気使用量（推計値）)は 94.1%であり、町内に存在する太陽光発電で、町内で使用される消費電力の大半が賄える状況となっています。

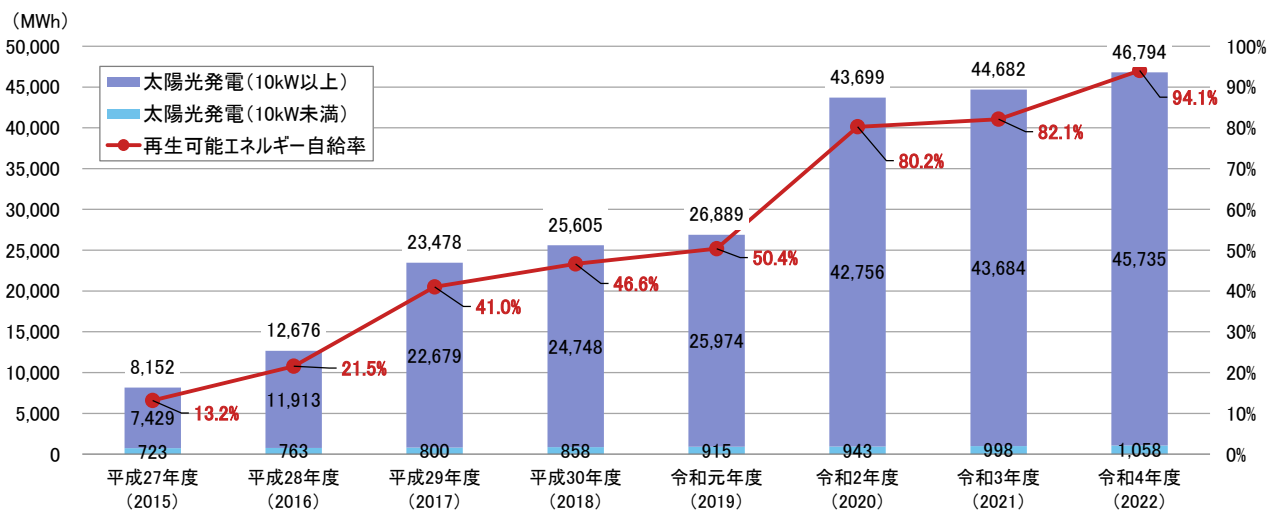
〈導入件数〉



〈導入設備容量〉



〈発電量(推計値)〉



出典：自治体排出量カルテ(環境省)より作成

図 6-1 再生可能エネルギーの導入状況(件数、容量、発電量)

6.2 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル

(1) 太陽光・風力・水力発電等

環境省では、市町村別に再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを推計しています。公表されている再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量（賦存量）のうち、法令、土地用途などによる制約（国立公園、土地の傾斜、居住地からの距離等）があるものを除いたエネルギー資源量です。あくまで一定の仮定を置いた上での推計であるため、目安としての数値になります。

本町の再生可能エネルギー導入ポテンシャルは、太陽光発電、風力発電（陸上）、中小水力発電（河川）があり、設備容量が 513,918kW、年間発電電力量が 1,046,040MWh/年と推計されており、最も導入ポテンシャルが高いのは風力発電（陸上）となっています。前述の発電関係に、熱利用（太陽熱、地中熱）を加えた導入ポテンシャルは、45 億 MJ/年と推計されています。

表 6-1 再生可能エネルギーの導入ポテンシャル^{※1}

区分	設備容量 (kW)	発電電力量 (MWh/年)	導入ポテンシャル (億 MJ/年)
太陽光発電	210,706	289,037	10
建物系 ^{※2}	103,115	141,851	5
土地系 ^{※3}	107,591	147,186	5
風力発電(陸上)	302,900	755,157	27
中小水力発電(河川)	312	1,846	0
太陽熱	—	—	1
地中熱	—	—	7
再生可能エネルギー合計	513,918	1,046,040	45

※1 REPOSに掲載されている再生可能エネルギーの導入ポテンシャルとは、設置可能面積、平均風速、河川流量等から理論的に算出することができるエネルギー資源量（賦存量）のうち、法令、土地用途などによる制約（国立公園、土地の傾斜、居住地からの距離等）があるものを除いたエネルギー資源量。あくまで一定の仮定を置いた上での推計値であることから、実際に導入可能な設備容量や発電電力量とは一致しない。

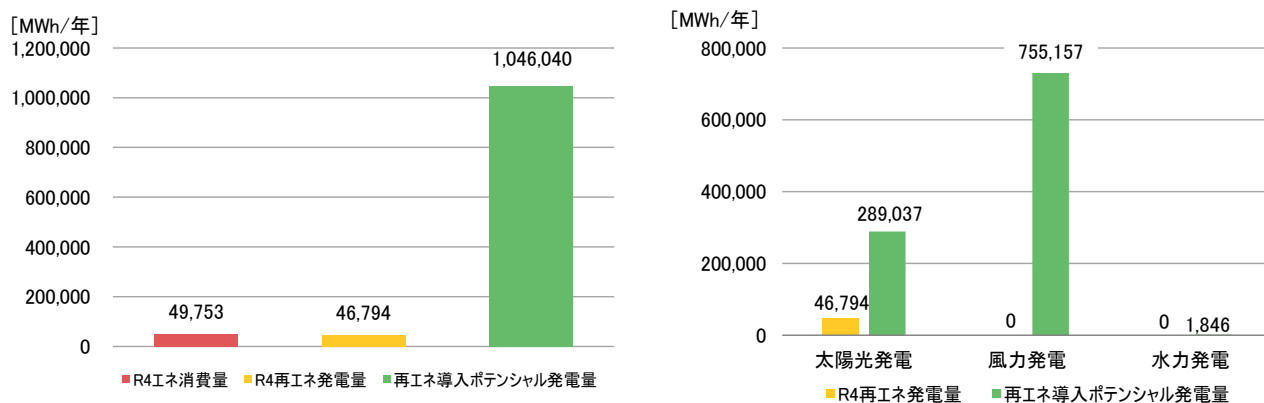
また、本町においては、中小水力発電（農業用水路）、地熱発電は該当なし。

※2 太陽光（建物系）は、官公庁、病院、学校、戸建住宅等、集合住宅、工場・倉庫、その他建物、鉄道駅における太陽光発電の推計合算値。

※3 太陽光（土地系）は、最終処分場（一般廃棄物）、耕地（田・畑）、荒廃農地（再生利用可能・再生利用不可能）、水上（ため池）における太陽光発電の推計値。

出典：再生可能エネルギー情報提供システム（REPOS）及び自治体排出量カルテ（いずれも環境省）より作成

現在の電力消費量と導入ポテンシャル発電量を比較（図 6-2 左図参照）すると、導入ポテンシャル量 1,046,040MWh/年は、町内の電気消費量(令和4年度) 49,753MWh の約 20 年分に相当し、発電別でみると（図 6-2 右図参照）、太陽光発電、風力発電ともに未活用の領域が多くあることがわかります。



出典：再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) 及び自治体排出量カルテより作成

図 6-2 再生可能エネルギーポテンシャル発電量

左図：R4 エネルギー消費量、R4 再生可能エネルギー発電量、再生可能エネルギーポテンシャル発電量
 右図：【発電別】R4 再生可能エネルギー発電量及び再生可能エネルギーポテンシャル発電量

また、図 6-3～図 6-6 には、町内の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルの分布図を示しました。太陽光発電（建物系、土地系）の導入ポテンシャルは、谷部の宅地や農地が分布する区域を中心に高くなっています。陸上風力発電の導入ポテンシャルが高い区域は、山間部の一部の尾根で限定的に分布し、河川での中小水力発電は一部河川で導入可能とされています。

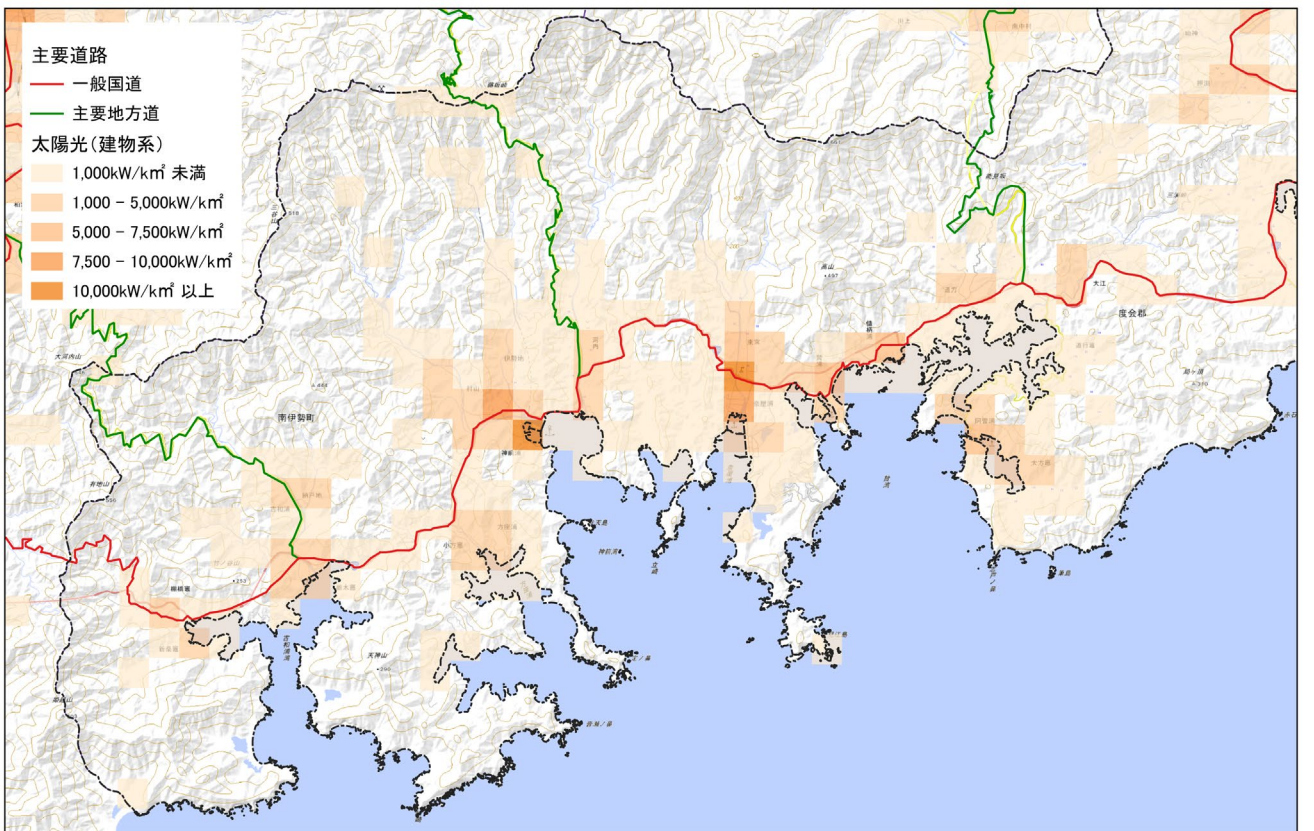
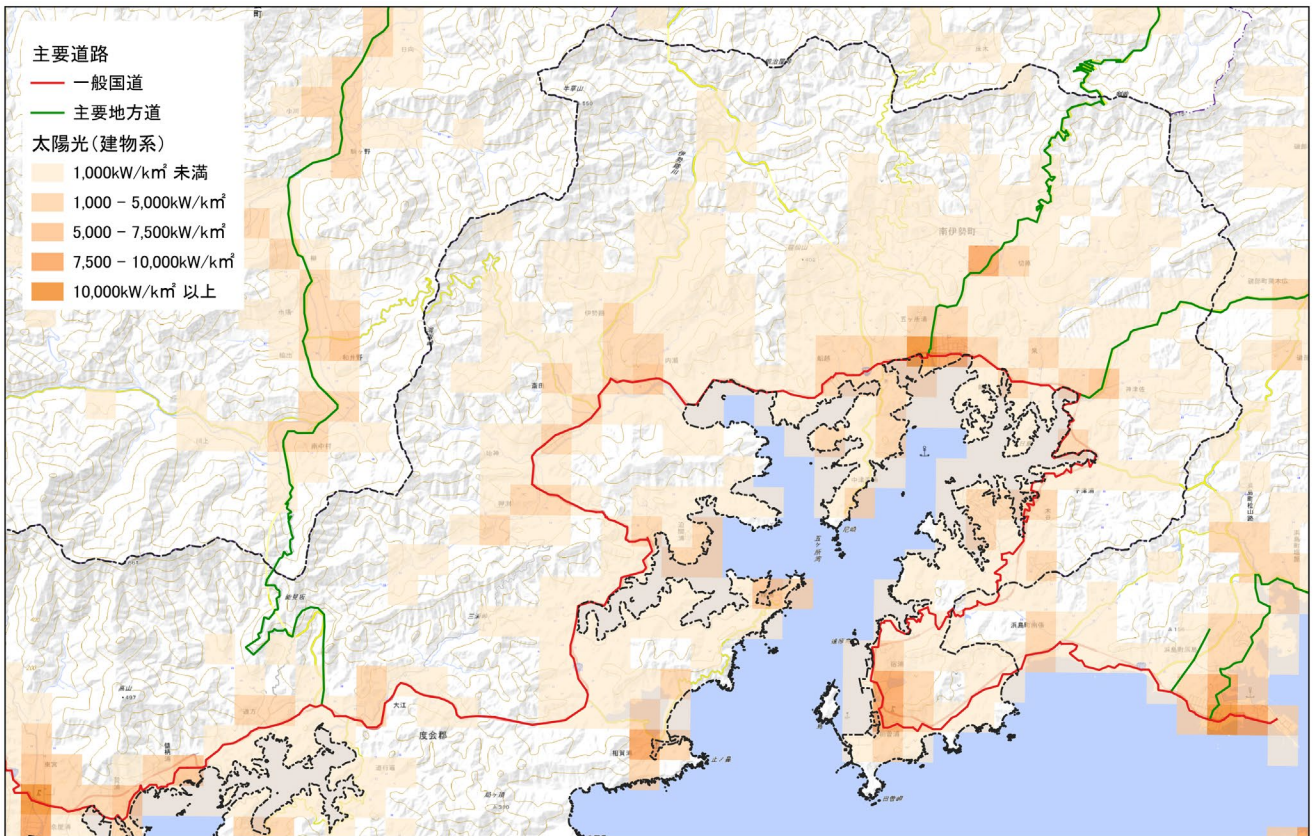


図 6-3 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電-建物系）

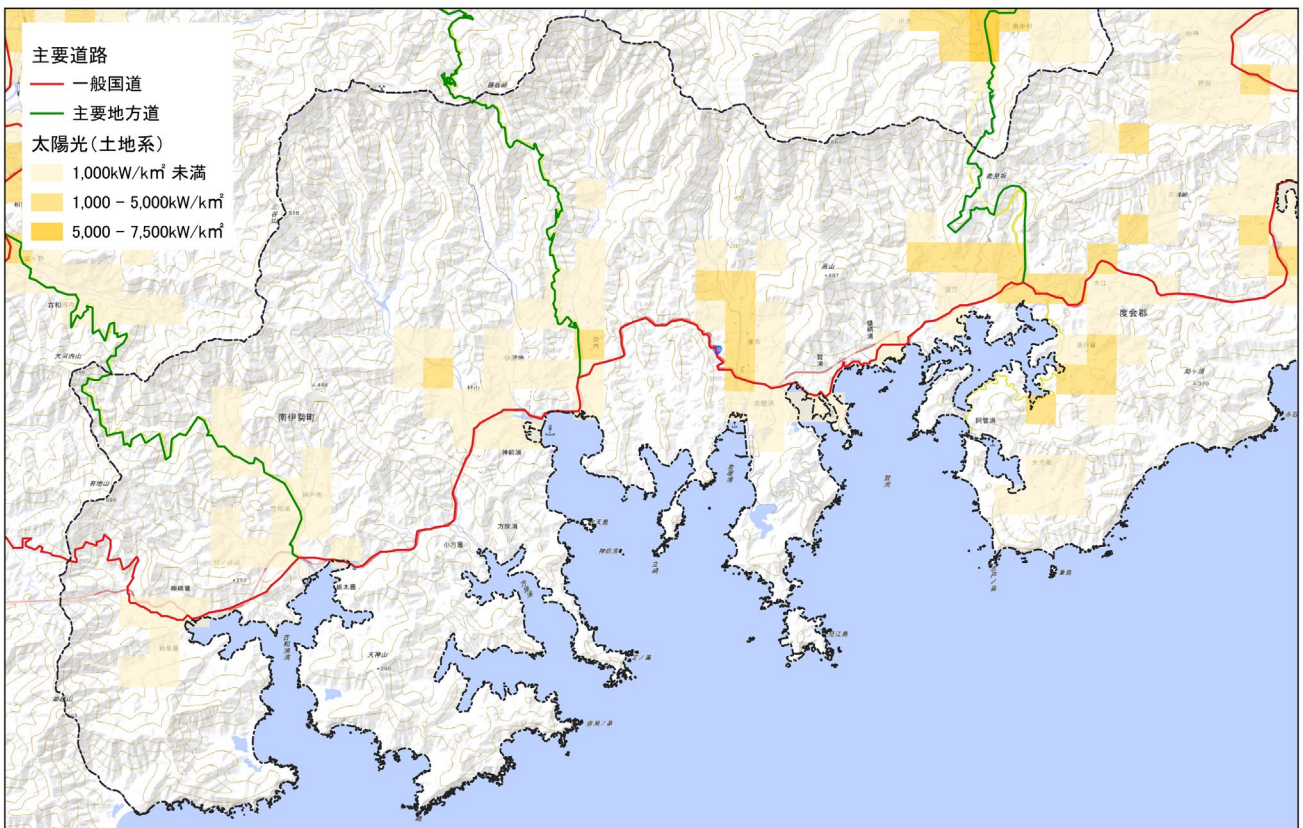
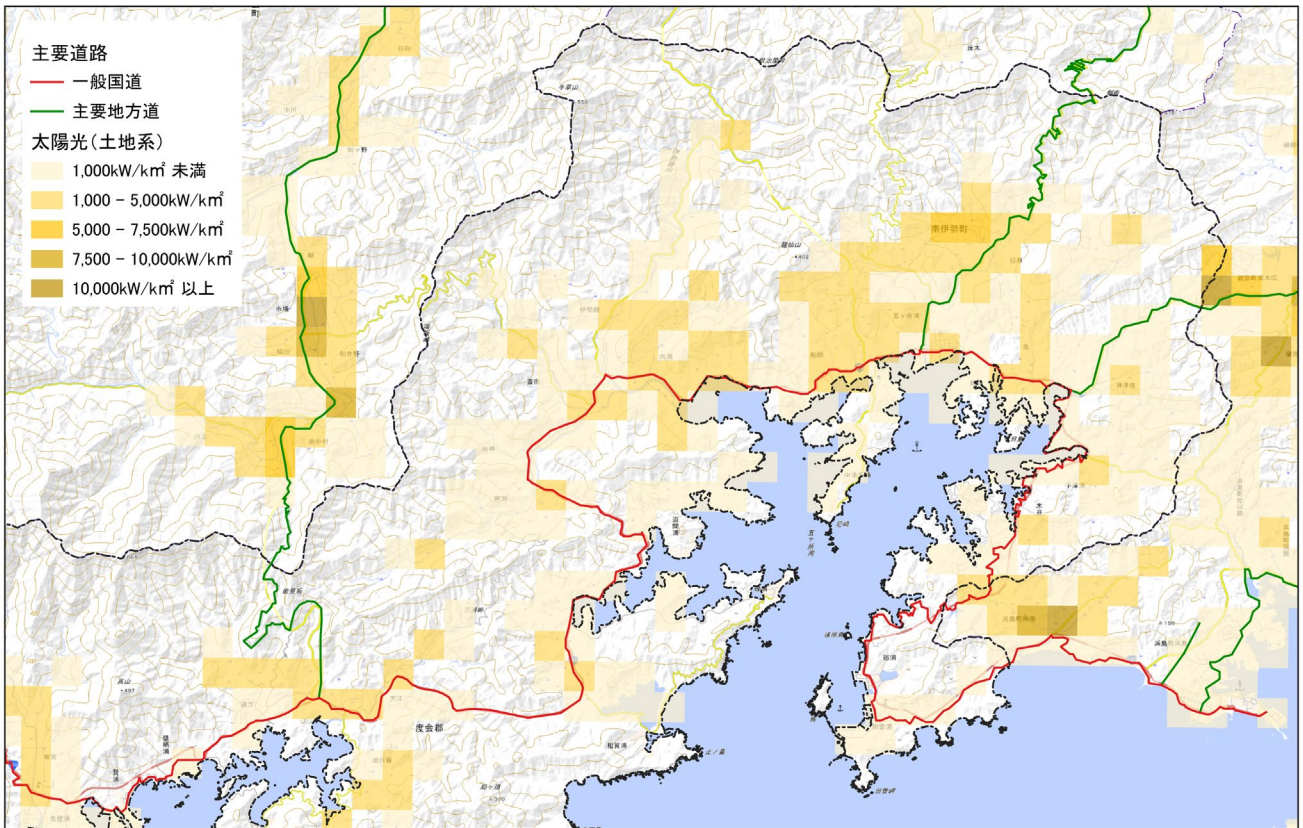


図 6-4 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（太陽光発電-土地系）

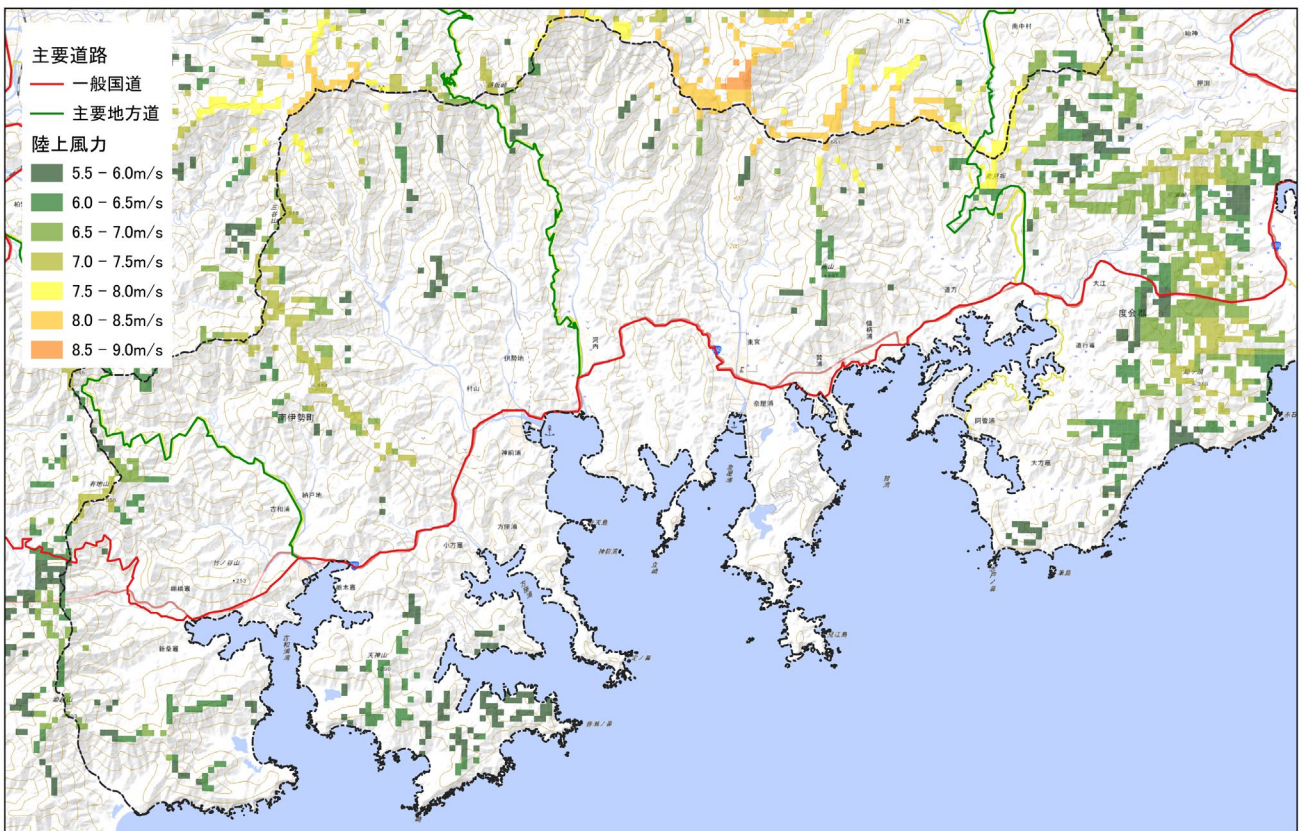
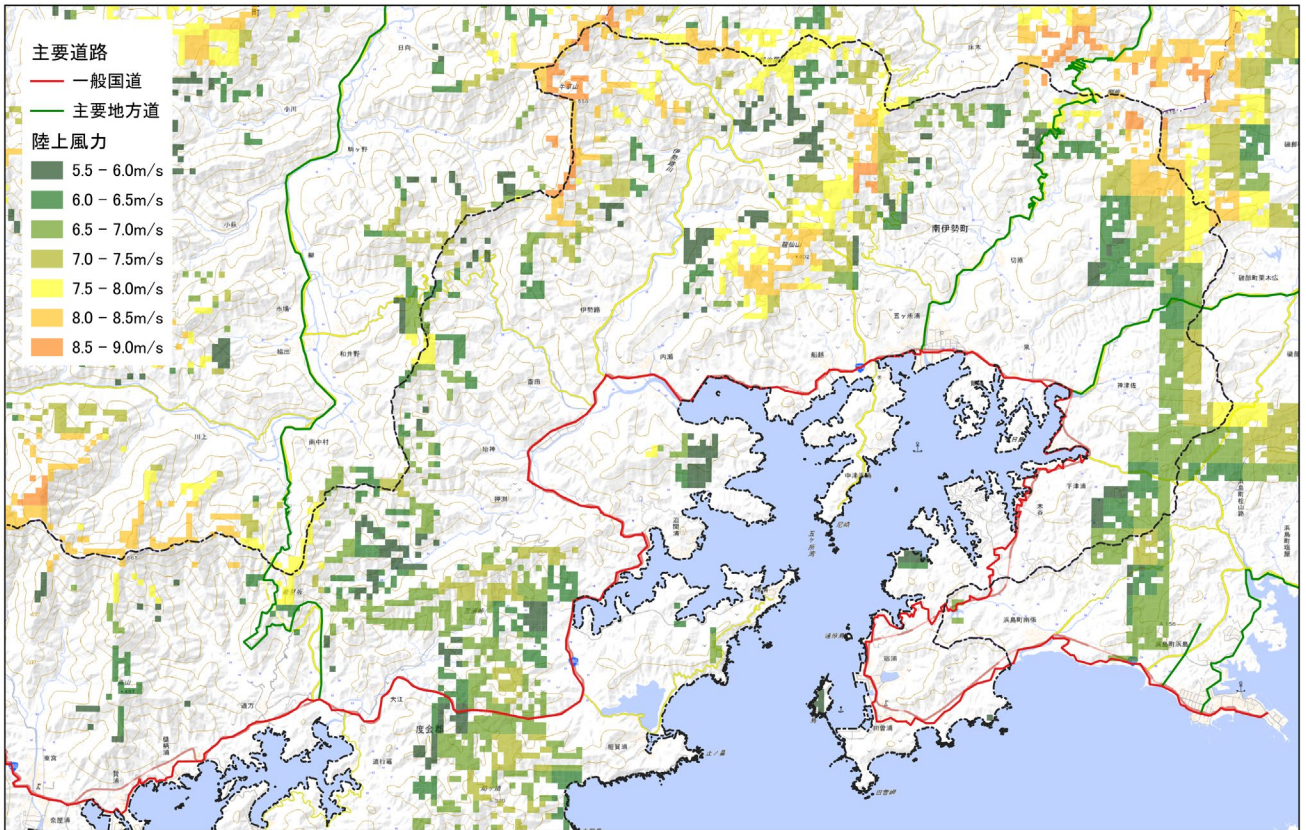


図 6-5 再生可能エネルギー導入ポテンシャル（風力発電（陸上））

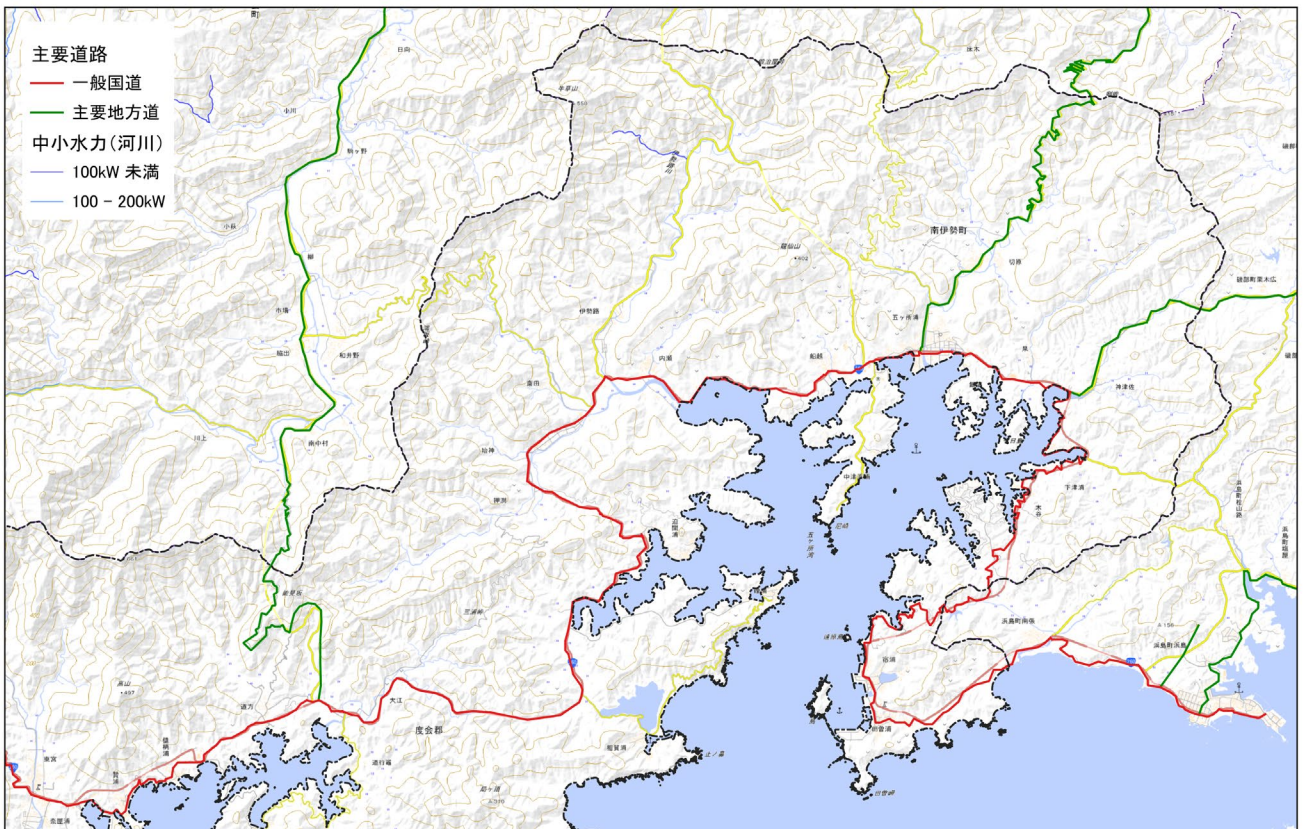


図 6-6 再生可能エネルギー導入ポテンシャル (中小水力発電 (河川))

(2) 木質バイオマス

環境省では、市町村別に木質バイオマスの賦存量（理論的に算出可能なエネルギー資源量）を推計しています。

本町における木質バイオマスの賦存量は、全て発電による利用で約12GWh/年に相当します。

しかし、本町の森林の大半は、開発行為がほとんど行われず、林道未整備区域となっているため、森林資源の活用は経済性が確保出来ないという課題があります。このため、木質バイオマスの現状は、間伐材の一部がバイオマスや紙のチップ用としての利用にとどまっています。

表 6-2 木質バイオマスの賦存量

大区分	小区分 1	小区分 2	賦存量	単位
木質 バイオマス	発生量（森林由来分）	—	30.455	千 m ³ /年
	発熱量（発生量ベース）	—	215,646.828	GJ/年
	（参考値）発電換算	電気	1.513	MW
			11,980.379	MWh/年
	（参考値）熱電併給換算	電気	1.891	MW
			14,975.000	MWh/年
		熱利用	3.782	MW
			107,823.414	GJ/年
	（参考値）熱利用換算	熱利用	15.974	MW
172,517.463			GJ/年	

（表の解説）

- ・推計対象範囲は、森林法にもとづいた森林計画制度に規定される、国有林・民有林の人工林。
- ・木質バイオマスエネルギーの賦存量の推計範囲は、伐採時に出土切り株、端材、枝葉、間伐で出土端材、枝葉である（素材として出荷される部分は含まない）。
- ・発熱量（発生量ベース）は、木材そのものが持つ熱量。参考値としている熱電併給換算および熱利用換算の熱量は、使用時に得ることができる熱量。
- ・参考値で想定している木質バイオマスエネルギーシステムは、それぞれエネルギー効率が異なる（発電：20%、熱電併給：電気25%、熱50%、熱利用：80%）。このため、小区分1「発電換算」の発電量よりも小区分1「熱電併給換算」の発電量の方が大きくなっている。

出典：自治体再エネ情報カルテ（環境省）より作成

町内のバイオマスは、木質バイオマスのほか、廃棄物系バイオマスとして「生ごみ等堆肥化施設 きりはらコンポストセンター」があります。

町内の学校給食残渣や水産加工施設から発生する魚アラ等の加工残渣及び浄化センターから発生する汚泥の一部、町内水稻栽培の籾殻、製材所からのおが屑などの農林業系廃棄物の一部は、きりはらコンポストセンターで資源活用し、「なんせい肥料かえでちゃん」として農林水産省の発酵汚泥肥料の登録（登録番号：生第 84808 号）を受け、農地還元を行い有効活用しています。

この事業により、鳥羽志勢広域連合やまだエコセンターにて焼却処理される廃棄物が削減され、灯油やコークス等の化石燃料^{※1}の使用量を削減し、二酸化炭素排出抑制対策に寄与する取り組みを平成14年1月から続けています。

また、農地還元される資源化量は約 320 t/年で、町内の農業者、家庭菜園、花卉・園芸を行う住民の皆さん、小・中学校などに無料配布しています。

※1：灯油使用量可燃ごみ 1 tあたり 0.152L コークス使用量可燃ごみ 1 tあたり 27.5 g

表 6-3 きりはらコンポストセンターの年間処理量・生産量^{※2}

年間処理量・生産量(t)	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収集量(厨芥類等原材料量)	339.6	361.2	327.7
生産量(資源化量)	329.0	339.6	318.7

※2 収集量と生産量の重量差異は、生産工程上の原材料水分蒸散(含水率低下)がおこるため。

表 6-4 施設概要

区分	内容
所在地	三重県度会郡南伊勢町切原 195 番地 6
計画処理能力	1,000 kg/日
建設年度	着手：平成 14 年 1 月 竣工：平成 14 年 3 月
発酵機	1 次発酵 うえだ式高速発酵機 2 次発酵 横型スパイラル式高速発酵機



写真 6-1 生ごみ等堆肥化施設 きりはらコンポストセンター

第7章 温室効果ガス削減に向けた課題の分析

第3章～第6章で示した、南伊勢町の地域特性、温室効果ガス排出量の現状・将来推計結果、再生可能エネルギーの現状と導入ポテンシャル、町民・事業者へのアンケート調査結果等をもとに、地域の状況を踏まえた温室効果ガス削減に向けた課題は、以下のとおり整理されます。

7.1 地域の現状と課題

地域の強み、機会としては、伊勢志摩国立公園に代表される海、山の自然資源が豊富であることや、地域の資源を生かした水産業や農業が挙げられます。町内沿岸部には藻場も広く分布し、藻場をCO₂吸収源としたブルーカーボンをめぐる動きが活発になっています。また、アンケート調査結果より、地球温暖化に対する町民の関心の高さがうかがえ、これから地球温暖化対策に取り組んでいくうえでの良い環境があるといえます。

地域の弱み（課題）、脅威としては、少子高齢化に伴う人口の減少であり、町内の産業の担い手不足、地域内での消費活動の低下がみられています。また、公共交通網の整備が進められていますが、町民の移動手段は主に自家用車となっています。

さらに、町内の大半が森林地域で占められているため、開発行為が可能な用地は既に宅地、商業・工業用地や農地等で使用されていることが現状です。森林地域以外の活用可能な用地であっても、大規模開発に伴う事業（特にメガソーラー）は自然環境・景観への影響が懸念されます。そのほか、磯焼けによる藻場の消失、海岸の海ごみの漂着、南海トラフ地震等の大規模災害の発生が懸念されます。

表 7-1 温室効果ガス削減に向けた地域の強み、課題等

区分	内的要因	外的要因
	地域の強み	機会
プラス要因	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢志摩国立公園に代表される海、山の豊かな自然環境、風光明媚な自然景観 ・「南伊勢ブランド」に代表される地域の農水産物を活かした商品 ・県内1位の漁獲高を誇る水産業 ・温暖な気候を活かした柑橘栽培、水稻 ・町民の地域の自然を保全する意識が高く、地球温暖化に対する関心度が高い 	<ul style="list-style-type: none"> ・藻場におけるブルーカーボンに関する取り組み（産学官連携による藻場の再生・保全、Jブルークレジットの販売）
マイナス要因	<ul style="list-style-type: none"> ・少子高齢化に伴う人口の減少（担い手の不足、地域内消費活動の低下） ・町内は広く、移動手段は自家用車（公共交通機関への転換が進んでいない） ・町内の大半が森林地域であり、開発行為の適地が少ない ・森林地域以外の活用可能な用地であっても、大規模開発事業は自然環境・景観への影響を懸念（特にメガソーラー） 	<ul style="list-style-type: none"> ・磯焼けによる藻場の消失 ・海岸の海ごみの漂着 ・南海トラフ地震のような広域的かつ大規模な大災害が懸念される

7.2 CO₂排出量の現状と課題

- ・本町における現状年度（令和4(2022)年度）のCO₂排出量のうち、運輸部門が最も大きく（約36%）、次いで産業部門（約28%）、家庭部門（約21%）となっています。運輸部門の内訳は、自動車（約32%）、船舶（約4%）で、自動車が大半を占めています。また、産業部門の内訳をみると、農林水産業（約22%）が大半を占めています。
- ・本町における現状年度のCO₂排出量は、基準年度（平成25(2013)年度）と比べて約26%減少しています。産業部門の製造業や農林水産業でエネルギー消費量が増加している一方で、業務その他部門、家庭部門、運輸部門におけるエネルギー消費量は減少傾向を示しているため、全体の排出量は減少しています。

【産業部門】

- ・製造品出荷額は増加傾向にあるため、製造業のエネルギー消費量やCO₂排出量も増加しています。
- ・農林水産業の従事者は横ばいあるいはやや増加傾向であり、農林水産業のエネルギー消費量及びCO₂排出量も増加しています。特に水産業は本町の基幹産業であり、本町の雇用や経済発展に重要な役割を果たしています。また、水産業の発展においては、藻場の再生、保全を同時に進めることで、水産資源やCO₂吸収源の確保につながります。
- ・本町は85.3%が森林であり、CO₂の吸収源としての寄与が期待されます。

→課題

製造業、農林水産業の発展と地球温暖化対策との両立が大きな課題の一つといえます。
CO₂吸収源の確保に向けて、藻場や森林の再生・保全が重要となります。

【業務その他部門】

- ・現状年度における業務その他部門のCO₂排出量は、基準年度と比べて約46%の大幅な減少となっています。

→課題

今後とも省エネルギーの取り組みを継続していくことが望まれます。

【家庭部門】

- ・家庭部門については、基準年度から現状年度までにCO₂排出量が約41%減少しています。同期間の電気使用量や人口は約20%の減少、世帯数は約10%の減少であり、CO₂排出量の削減率の方が大きいことから、家庭でのCO₂削減の取り組みが進んできたと評価できます。

→課題

今後とも省エネルギーの取り組みを継続していくことが望まれます。

【運輸部門】

- ・運輸部門の CO₂ 排出量のうち、船舶については横ばいですが自動車については減少しています。基準年度から現状年度までの自動車保有台数は約 15%減少していますが、CO₂ 排出量は約 27%減少しています。CO₂ 排出量の削減率の方が大きいことから、低燃費車の普及、エコドライブの推進等により CO₂ の削減が進んでいるものと想定されます。
- ・現状年度の内訳をみると自動車による CO₂ 排出量が多い状況がみられ、生活する上で欠かせない自動車の使用が部門全体の CO₂ 排出量に大きく影響している状況がうかがえます。

→課題

CO₂ 削減の取り組みとして、引き続き低燃費車の導入や、エコドライブの推進等に努めることが望まれます。

また、自家用車については、高齢化により自動車の運転が難しくなることもあり、可能な限り自家用車からバス等の公共交通機関への転換を図るほか、使用するバスの温室効果ガスの排出抑制対策の実施が望まれます。

【廃棄物分野】

- ・廃棄物分野の CO₂ 排出量はそれほど多くないものの、基準年度から現状年度までに約 12%減少しています。これは、ごみを排出する人口の減少によるもので、一人当たりの排出量自体は増加傾向にあり、特に生活系ごみが増加傾向にあります。

→課題

家庭や事業所からのごみ排出量の削減や分別・リサイクルの取り組みが望まれます。

7.3 再生可能エネルギーの現状と課題

- ・本町は伊勢志摩国立公園に代表される自然資源が豊かであることから、大規模改変を伴うような太陽光発電や風力発電等の導入は不適といえます。また、木質バイオマスについては、経済性の観点から活用が難しく、木質バイオマスのエネルギー利用には適していません。

→課題

- ・町内の森林については、CO₂吸収源として活用するため、森林の保全、維持が重要です。
- ・再生可能エネルギーの導入では、引き続き「南伊勢町自然環境等の保全と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」や「南伊勢町小規模太陽光発電施設の設置に関するガイドライン」を準拠しながら進めていく必要があります。大規模開発事業は自然環境・景観への影響が懸念されることから、環境・景観への影響が比較的小さい再生可能エネルギーの導入（建物の屋根や営農型の太陽光発電等）が望まれます。
- ・本町における現状年度（令和4（2022）年度）の再エネ発電量は、当該年度の電気使用量の約94%となっています。更に再生可能エネルギーの導入を進めつつ、町内の電力を地産地消できるような仕組みづくりや、他地域への売電等の取り組みを検討することが望まれます。

第8章 計画の目標

第7章で整理した課題を踏まえ、南伊勢町の地域特性を踏まえたゼロカーボンの実現に向けた将来ビジョンと温室効果ガスの削減目標について示します。

8.1 ゼロカーボンの実現に向けた将来ビジョン

ゼロカーボンの実現に向けた将来ビジョンは、本町のゼロカーボンシティ宣言やまちづくりの総合計画である「第4次南伊勢町総合計画」（令和5(2023)年6月）の基本理念を踏まえながら、本町が抱える課題について脱炭素の側面から解決を図り、温室効果ガス削減に取り組むうえでの将来の方向性を示すものとし、次のビジョンを掲げます。

ゼロカーボンの実現に向けた将来ビジョン

「ゼロカーボンシティみなみいせ」をめざして

- ◇南伊勢町の豊かな自然資源を活かした脱炭素化の取り組みを進めるとともに、自然環境の保全を目指します。
- ◇南伊勢町の脱炭素化の取り組みを通して、地域の活性化や生活環境の向上、地域課題の解決を目指し、暮らしやすいまちづくりを進めます。
- ◇ゼロカーボンシティの実現に向けて、住民、事業者、町及び南伊勢町に関わる全ての主体の力を結集した「オール南伊勢」により、地域脱炭素の取り組みに挑戦します。

8.2 計画の基本方針

温室効果ガス排出量の削減に向けた計画の推進にあたり、前述の将来ビジョンを踏まえて、以下の4つの基本方針の下で脱炭素化に向けた取り組みを進めます。

計画の基本方針

基本方針1 吸収源(森林・農地・海洋)保全のための第一次産業の振興

- 森林・農地・海洋の保全を図り、グリーンカーボン（森林）・カーボンファーム（農地）・ブルーカーボン（海洋）等の地域の自然を活かした温室効果ガスの吸収源を確保します。保全活動を通じて、農林業や水産業の活性化を図ります。
- スマート技術の導入や再生可能エネルギーの導入により、生産性向上や脱炭素化に取り組めます。
- 産学官連携によるブルーカーボンの取り組みにより、藻場の再生や二酸化炭素吸収固定化対策の研究を進めます。

基本方針2 各主体におけるデコ活の促進

- 南伊勢町に関わる住民、事業者、町が主体的に「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」¹に取り組む、省エネ、ごみの削減等が根付いたライフスタイルを目指します。
- デコ活の実践を通して、生活がより豊かに、快適に、健康になるとともに、温室効果ガス削減も同時に達成することを目指します。
- 事業者においては、脱炭素につながる新たな暮らしを支える製品やサービスを提供します。
- さまざまな主体におけるデコ活を推進するための意識醸成や普及啓発活動を推進します。

基本方針3 地域に適した再生可能エネルギーの導入

- 地域の豊かな自然を保全しつつ、地域実情を踏まえて利用可能な再生可能エネルギーを最大限導入します。
- 再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消、地域産業の活性化を図るとともに、自然環境の保全への配慮など、ゼロカーボンパークの理念に基づく地域の脱炭素化を目指します。

基本方針4 脱炭素まちづくりによる地域課題の解決

- 脱炭素に向けた施策、取り組みを通して、地域交通等の分野を超えた地域課題の解決や地域創生を目指します。

¹ デコ活とは「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせたことば。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月25日に開始。

8.3 温室効果ガスの削減目標

本町の温室効果ガス（CO₂）排出量の削減目標は、国や県の目標¹、本町のゼロカーボンシティ宣言を踏まえて以下のとおりとします。

温室効果ガスの削減及び吸収源の確保により、令和 32(2050)年度には温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティみなみいせ」の実現を目指します。

南伊勢町の温室効果ガス(CO₂)削減目標

中期目標

- ・ 令和 12(2030)年度 温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で **47%**削減
- ・ 令和 17(2035)年度 温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で **60%**削減
- ・ 令和 22(2040)年度 温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で **73%**削減

長期目標

- ・ 令和 32(2050)年度 温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比で **78%**削減
→ **温室効果ガスの吸収量を見込んで温室効果ガスの排出量の実質ゼロ**
→ **「ゼロカーボンシティみなみいせ」の実現**

なお、削減目標の設定にあたって検討したシナリオ（脱炭素シナリオ）を次ページに示します。

¹ 温室効果ガスの削減目標として、国及び三重県では、以下の目標を掲げている。

・ 地球温暖化対策計画（令和 7(2025)年 2 月）

中期目標 ・ 令和 12(2030)年度 平成 25(2013)年度比で 46%削減

・ 令和 17(2035)年度 平成 25(2013)年度比で 60%削減

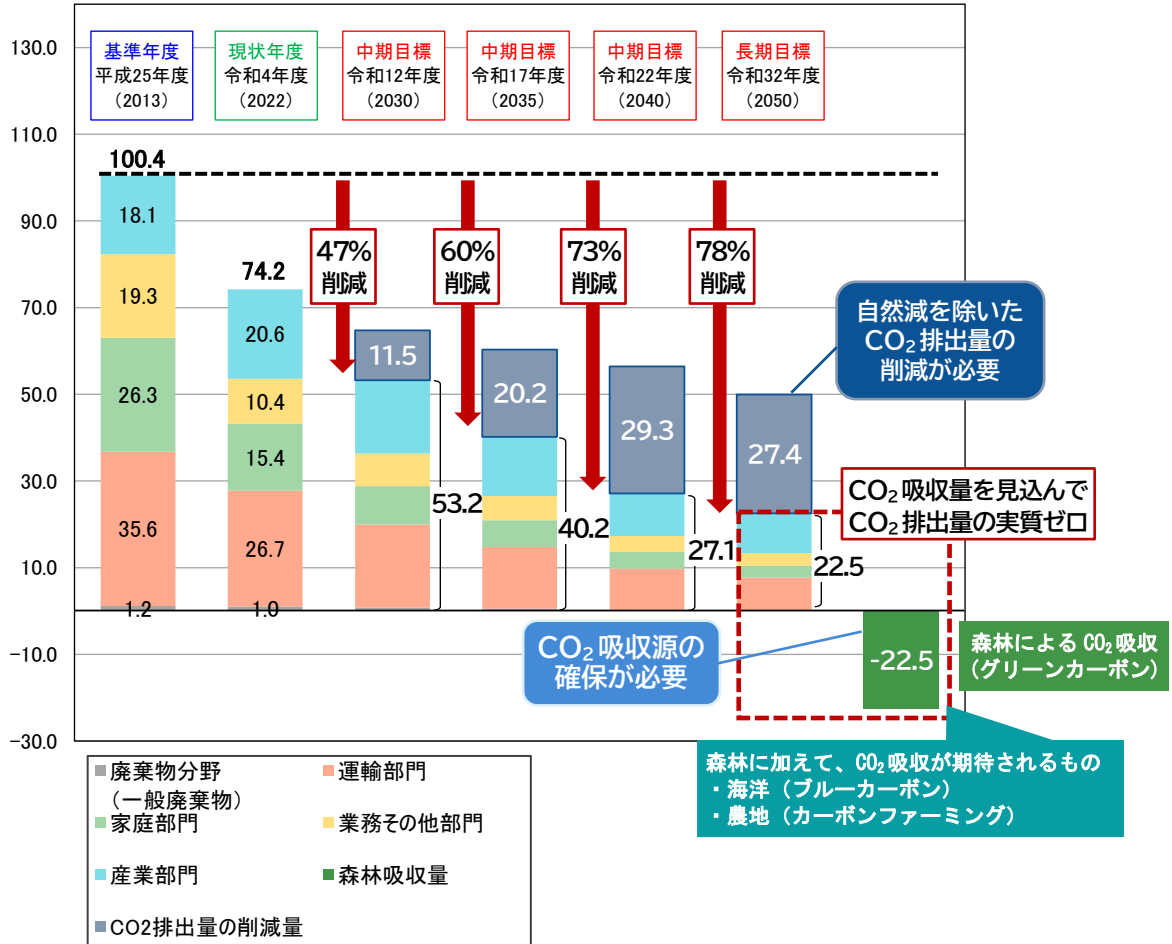
・ 令和 22(2040)年度 平成 25(2013)年度比で 73%削減

長期目標 ・ 令和 32(2050)年度 2050 年ネット・ゼロ（カーボンニュートラル）の実現

・ 三重県地球温暖化対策総合計画（令和 5 年(2023)3 月改定）

2030 年度における三重県の温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 47%削減（2021 年度～2030 年度までの 10 年間）

CO₂排出量
(千t-CO₂)



〈脱炭素シナリオの検討条件〉

1. 現状趨勢 (BAU) ケースをベースに検討。
2. 森林吸収量は、長期目標の令和 32 (2050) 年度においても、現状の吸収量 (約 22.5 千 t-CO₂) を維持。
3. 長期目標の令和 32 (2050) 年度時点で、CO₂排出量は約 22.5 千 t-CO₂とし、森林吸収量を見込んでCO₂排出量は実質ゼロに設定。
4. 中期目標 (令和 12 (2030) 年度、令和 17 (2035) 年度、令和 22 (2040) 年度) は県あるいは国の削減目標に合わせて設定。

※目標年度の各部門の割合は目安である (今後検討する具体的な対策・施策により割合は変化する)。

図 8-1 脱炭素施策シナリオ

8.4 再生可能エネルギーの導入目標

本町の温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、再生可能エネルギーの導入を進めることが必要です。本町の再生可能エネルギーの導入ポテンシャルや「7.3 再生可能エネルギーの現状と課題」を踏まえて、再生可能エネルギーの導入目標を以下のとおり設定しました。

導入する再生可能エネルギーは、建物系や営農型の太陽光発電を中心に導入に努める方針とします。自然環境への影響が小さいとみられる場所では、地域住民と事業者間の合意形成が前提となりますが、土地系の太陽光発電、風力発電などを含めた再生可能エネルギーの導入に努める方針とします。

南伊勢町の再生可能エネルギーの導入目標(設備容量)

中期目標

- ・令和 12(2030)年度 太陽光発電のみ 39 MW
- ・令和 17(2035)年度 太陽光発電のみ 41 MW
- ・令和 22(2040)年度 太陽光発電のみ 43 MW

長期目標

- ・令和 32(2050)年度 太陽光発電・陸上風力発電 78 MW

表 8-1 目標年度における再生可能エネルギーの導入目標

目標年度		現状年度 令和 4 (2022) 年度	令和 12 (2030) 年度	令和 17 (2035) 年度	令和 22 (2040) 年度	令和 32 (2050) 年度	目標年度の 設定根拠
太陽光発電	設備容量 (MW)	35	39	41	43	48	県導入目標において、2030年度で現状の約 1.1 倍導入することを踏まえて設定、それ以降は近似式により補完
	発電電力量 (千 MWh/年)	47	51	54	57	63	
風力発電 (陸上)	設備容量 (MW)	0	—	—	—	30	導入実績がないため、将来的に導入ポテンシャルの 10%程度を導入するものとして仮定
	発電電力量 (千 MWh/年)	0	—	—	—	76	
合計	設備容量 (MW)	35	39	41	43	78	—
	発電電力量 (千 MWh/年)	47	51	54	57	139	

※洋上風力発電や中小力発電の導入は、今後の検討により判断する。

第9章 目標達成に必要な対策・施策

9.1 施策体系

本町が掲げる将来ビジョンの実現や温室効果ガス削減目標等の達成に向けて、以下の対策、施策を実施します。

表 9-1 施策体系

基本方針1	吸収源(森林・農地・海洋)保全のための第一次産業の振興
1	健全な森林の整備
2	海洋環境に関する取り組み
3	農地をめぐる各種対策
4	省エネ・再エネ設備、スマート技術の導入支援
5	地域の自然資源に関する意識啓発
基本方針2	各主体におけるデコ活の促進
1	省エネライフスタイルの推進 ①省エネ性能が高い機器の導入支援 ②住宅、建物の断熱化、省エネ化 ③デコ活ライフスタイルへの行動変容
2	ごみの発生抑制・削減対策
3	デコ活に関する普及活動
基本方針3	地域に適した再生可能エネルギーの導入
1	再生可能エネルギーの導入促進
2	再生可能エネルギーの普及啓発
基本方針4	脱炭素まちづくりによる地域課題の解決
1	地域交通の脱炭素化
2	災害時の対策強化
3	豊かな自然の観光利用促進

9.2 対策・施策の内容

目標達成に向けて取り組む対策、施策の内容について、基本方針ごとに以下のとおり整理しました。各施策の具体的な内容は、今後策定する実行計画の中で示します。

(1) 基本方針1 吸収源（森林・農地・海洋）保全のための第一次産業の振興

表 9-2 基本方針1で実施する施策の内容

No.	温室効果ガス 排出対策	施策の内容	実施主体		
			町	住民	事業者
1	吸収源対策	健全な森林の整備	●		●
	主な対策・ 施策	<ul style="list-style-type: none"> ○森林保育・間伐等促進に向けた施策の実施（グリーンカーボンの確保） ○森林の維持管理に向けた森林データの整備・更新 ○効率的かつ安定的な林業経営の育成 ○間伐材の木材及び木質バイオマス利用 			
2	吸収源対策	海洋環境に関する取り組み	●		●
	主な対策・ 施策	<ul style="list-style-type: none"> ○産学官連携による藻場の再生・保全の促進 ○Jブルークレジットの販売拡大 			
3	吸収源対策	農地をめぐる各種対策	●		●
	主な対策・ 施策	<ul style="list-style-type: none"> ○耕作放棄地対策 ○環境保全型農業、環境再生型農業の推進（カーボンファーム農法の推進） 			
4	削減対策 (産業部門)	省エネ・再エネ設備、スマート技術の導入支援	●		●
	主な対策・ 施策	<ul style="list-style-type: none"> ○農機の省エネ使用に関する取り組み支援 【例】ハイブリッド型施設園芸設備の導入（ヒートポンプ） ○農業における再生可能エネルギーの導入推進 【例】ソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）の導入推進 ○省エネ漁船への転換に関する取り組み推進 【例】漁船への省エネ集魚灯や省エネ機器の導入 ○スマート技術（IoT、AI技術）を活用した作業の効率化 			
5	—	地域の自然資源に関する意識啓発	●	●	●
	主な対策・ 施策	<ul style="list-style-type: none"> ○ブルーカーボン等の地域の自然資源を活用した脱炭素に関する取り組みの周知 ○自然環境の保護・保全に関する環境意識の啓発・環境教育の実施 【例】小学校向け冊子の作成、脱炭素を理解するための機会づくり（ゲーム等） 			

(2) 基本方針2 各主体におけるデコ活*1の促進

表 9-3 基本方針2で実施する施策の内容

No.	温室効果ガス 排出対策	施策の内容	実施主体		
			町	住民	事業者
1	削減対策 (産業・業務・家庭部門)	省エネライフスタイルの推進	●	●	●
	主な対策・ 施策	<p>①省エネ性能が高い機器の導入支援 【例】 〈住民〉・住宅の高断熱外皮（窓・壁・屋根・床等）の使用 ・日射遮蔽（遮熱フィルム・庇・遮熱窓、グリーンカーテン等）の設置 ・高効率な照明（LED）の導入 ・家電買い替え時の高効率な省エネ家電の購入 〈事業者〉・高効率空調、高効率産業ヒートポンプ、LED照明等への買い替え 〈町〉・グリーン購入法に基づく高性能省エネ機器の率先的な購入 ・公共施設照明のLED化 ・公用車の低公害・低燃費車（EV車、HV車、PHEV車等）*2の導入</p> <p>②住宅、建物の断熱化、省エネ化 【例】 〈住民〉・新規・改修住宅のZEH*3の推進 〈事業者・町〉・新規・改修建物のZEB*4の推進</p> <p>③デコ活ライフスタイルへの行動変容 【例】 〈住民・事業者〉・熱中症対策を踏まえた適度な節電対策 ・クールビズ・ウォームビズの徹底 ・公共交通機関の利用 ・再配達防止 ・地産地消の推進</p>			
2	削減対策 (廃棄物分野)	ごみの発生抑制・削減対策	●	●	●
	主な対策・ 施策	<p>○各主体における3R（発生抑制（Reduce）、再利用（Reuse）、再生利用（Recycle））に基づくごみの削減・分別活動の促進 【例】・家庭から排出される生ごみの堆肥化に必要な「ボカシ」の無料配布促進 ・きはらコンポストセンターにおける保育所、学校等の給食残渣（生ごみ）の堆肥化（継続実施）</p> <p>○海ごみ対策の推進 【例】事業者や町民と協働による漂着ごみの回収・処理</p> <p>○デコ活ライフスタイルへの行動変容 【例】フードロスの削減、節水の徹底等</p>			
3	—	デコ活に関する普及活動	●	●	●
	主な対策・ 施策	<p>○各主体におけるデコ活の普及・啓発 【例】町広報紙、町HPを活用したデコ活の情報発信</p> <p>○小・中学校向け環境教育の実施 【例】小学校向け冊子の作成、脱炭素を理解するための機会づくり（ゲーム等）、出前授業の実施、学校教育を通じた家庭での普及・啓発</p> <p>○町民・事業者への省エネ施策・取り組み（国、県）の情報提供 【例】（三重県）・みえデコ活！省エネ家電購入応援キャンペーン ・みえデコ活！ポータルサイト</p>			

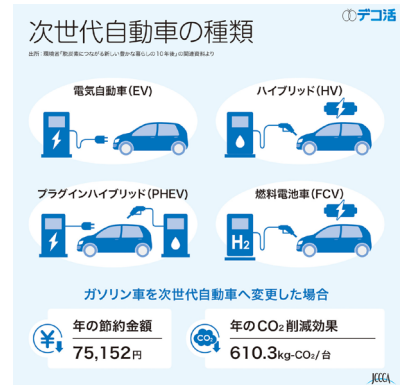
*1 「デコ活」の実施例



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

*2 低公害・低燃費車の種類

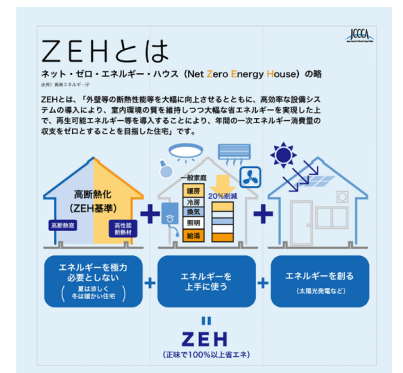
- ・EV車（電気自動車）
：電気のバッテリー充電によるモーターで駆動する自動車。
- ・HV車（ハイブリッド車）
：ガソリン給油を必要とし、モーターとエンジンのハイブリッドで駆動する自動車。
- ・PHEV車（プラグインハイブリッド車）
：外部からの電気充電とガソリン給油が可能で、モーターとエンジンのハイブリッドで駆動する自動車。
- ・FCV車（燃料電池車）
：水素を燃料とするEVで、水素と酸素で電気を発生させる「燃料電池」が搭載されており、モーターで駆動する自動車。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

*3 「ZEH」とは

：Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の略。窓・壁・屋根・床等の断熱性能を高めながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した住宅。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

*4 「ZEB」とは

：Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略。窓・壁・屋根・床等の断熱性能を高めながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、年間のエネルギー収支をゼロとすることを目指した建物。

(3) 基本方針3 地域に適した再生可能エネルギーの導入

表 9-4 基本方針3で実施する施策の内容

No.	温室効果ガス 排出対策	施策の内容	実施主体		
			町	住民	事業者
1	削減対策 (産業・業務・家庭部門)	再生可能エネルギーの導入促進	●	●	●
	主な対策・ 施策	○再生可能エネルギーの導入支援 特に大規模な土地の改変を伴わない再エネの導入を積極的に推進する (建物屋根設置型、営農型の太陽光発電など) 【例】・住宅、商業施設、公共施設等への太陽光発電、蓄電設備の設置 発生した電力は屋内、EV車等で自家消費 ・補助金事業等による再生可能エネルギーの導入支援			
2	—	再生可能エネルギーの普及啓発	●		
	主な対策・ 施策	○町民・事業者への太陽光発電導入補助事業(国、県)の情報提供 【例】(三重県)・太陽光発電設備等設置費(事業者向け)補助金 ・三重県産再エネ電力利用促進事業(事業者向け)			

(4) 基本方針4 脱炭素まちづくりによる地域課題の解決

表 9-5 基本方針4で実施する施策の内容

No.	温室効果ガス 排出対策	施策の内容	実施主体		
			町	住民	事業者
1	削減対策 (運輸部門)	地域交通の脱炭素化	●	●	●
	主な対策・ 施策	○地域交通の脱炭素化取り組み 【例】 〈町〉・公共交通の整備拡大による利便性向上、移動・輸送の共同化 ・公共施設等への電気自動車等の充電設備の整備・拡充 ・サイクリング用ポートの整備による自転車の利用促進 ・町営デマンドバスをEV車等に切り替えし、その電源は太陽光発電等で発電した再エネ電力を活用(ゼロカーボン・ドライブの推進) 〈住民・事業者〉・公共交通、自転車、徒歩、相乗りによるエコ通勤の実施 ・買い替え時の自動車の低公害・低燃費車導入 ・エコドライブの推進			
2	—	災害時の対策強化	●		
	主な対策・ 施策	○災害時・非常時にエネルギー供給が可能な再エネ設備や蓄電池等を公共施設に整備 ○EV車等の導入により災害時の移動手段を確保(再エネ発電の電力を電源とする)			
3	—	豊かな自然の観光利用促進	●		●
	主な対策・ 施策	○「伊勢志摩国立公園」における豊かな自然環境を活かした観光地利用の促進 (ゼロカーボンパーク、エコツーリズム等)			

9.3 主な実施施策の評価指標（KPI）の設定

温室効果ガスの削減目標の達成に向けて、主な施策に対し評価指標（KPI）を設定しました。評価指標は、令和12(2030)年度の中期目標時点で定めるものとし、残り数年間で実行可能な特に取り組みやすいと考えられる以下の6つの施策・対策（全般除く）について、現段階での評価指標を設定しました。

表 9-6 主な施策の中期目標（令和12(2030)年度）時点における評価指標（KPI）

No.	評価指標（KPI）	【現状】	【中期目標】 令和12(2030)年度	令和12(2030)年度 目標値の設定根拠
全般				
—	基準年度（平成25(2013)年度）比 CO ₂ 排出量の削減率	26%削減 (CO ₂ 排出量 74.2 千 t-CO ₂) (令和4(2022)年度)	47%削減 (CO ₂ 排出量 53.2 千 t-CO ₂)	温室効果ガスの 削減目標による
省エネライフスタイルの推進				
1	省エネ・デコ活行動実施率 (町民・事業者アンケート調査などで把握)	町民平均約6割 事業者平均約4割*1	町民平均約8割 事業者平均約5割	アンケート調査結果 を踏まえて設定
ごみの発生抑制・削減対策				
2	1人当たりのごみ排出量	969 g/人・日 (令和5(2023)年度)	654 g/人・日	南伊勢町一般廃棄物 処理基本計画 (R5.4)より算定
3	リサイクル率	10.1 % (令和5(2023)年度)	19.6 %	
再生可能エネルギーの導入促進				
4	太陽光発電設備の導入容量*2	35 MW (令和4(2022)年度)	39 MW	再生可能エネルギー の導入目標による
5	南伊勢町住宅用太陽光発電 システム設置事業費補助金 の交付件数	太陽光発電 11件 蓄電池 1件 (R2～R6累計)	太陽光発電 15件 蓄電池 2件 (5年間累計)	5年間で約1.5倍
地域交通の脱炭素化				
6	町営デマンドバス EV車等の導入*3	0台 (令和7年時点)	1台	現状4台所有 導入実績がないた め、5年で1台程度 導入するものと仮定
分野横断的に実施				
7	脱炭素に関する環境教育、 脱炭素普及啓発イベントの開催、 情報発信の実施	—	4回/年	計画の実行性を高め るため、定期的な実 施を見込んだもの

*1：現状の実施率は、アンケート調査における以下の項目の実施状況より算出

- | | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>町民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不要な照明やテレビはこまめに消す ・冷蔵庫への詰め込み過ぎや、ドアを長時間開けっぱなしにしない ・資源とごみを町の基準に沿って適切に分別する ・電力消費や待機電力の少ない家電製品への買い替え ・排出ガスが少なく燃費の良い自動車への買い替え <p>事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・照明の間引きや明るさの調整 ・アイドリングストップやエコドライブ（加減速の少ない運転）の徹底 ・省エネ性能の高い給湯器の導入 ・PHEV車やEV車の導入 | <ul style="list-style-type: none"> ・冷暖房を使用するときは、設定温度に気をつける ・ごみの減量に努める（マイバッグを持参する、食べ残しを減らすなど） ・エコジョーズ、エコウィル、エコキュートなど効率の良い給湯機の導入 ・LEDなど高効率照明の導入 ・PHEV車やEV車の導入 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

*2：FIT・FIP制度で認定された設備のうち買取を開始した設備の導入容量

*3：導入する車両はEV車、PHEV車、FCV車とし、太陽光発電等の再エネ発電の電力を電源とする

第10章 計画の推進体制及び進捗管理

本計画の推進では、次に示す体制及び進捗管理の下で各種施策に取り組みます。

10.1 推進体制

地球温暖化問題の解決のためには、町民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、町民・事業者・町が連携・協働して取り組む必要があります。このため、本計画は、町だけでなく、町民、町内の事業者等の様々な関係者との連携、協働により、各種取り組みを推進していきます。

本計画の庁内における推進体制は、推進部門となる事務局を環境生活課が担当し、計画の推進に向けて、庁内の関係各課と連携、調整し、町民や事業者等の意見を積極的に取り入れながら具体的な取り組みを進めていきます。各施策の取組状況については、南伊勢町環境保全審議会に報告します。また、本計画の推進にあたっては、国、県、近隣自治体や、必要に応じて三重県地球温暖化防止活動推進センター¹と連携し、時代に即した温暖化対策を総合的、計画的に進めていきます。

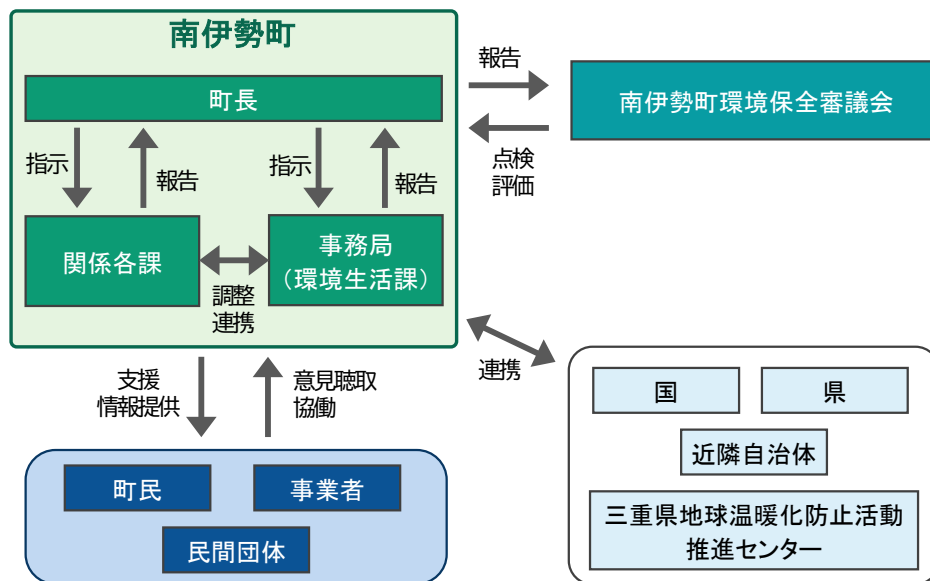


図10-1 計画の推進体制

¹ 「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年10月9日法律第17号）に基づき、地球温暖化対策の普及啓発を目的として設置された施設。三重県では一般社団法人三重県環境保全事業団が指定を受け、地球温暖化対策に関する普及・啓発・広報や、三重県地球温暖化防止活動推進員や民間団体等への活動支援、調査・研究結果等の情報提供等の活動を行っている。

用語解説

【英数字】

●BEMS

「Building Energy Management System」の略で、日本語では「ビルエネルギー管理システム」と称される。省エネと快適性の実現を目的とし、電力使用量の可視化によって、ビルの設備や環境、エネルギーを管理して電力消費量削減を図るシステムのこと。

●FIP

「フィードインプレミアム (Feed-in Premium)」の略称。この制度では、FIT 制度のように固定価格で買い取るのではなく、再エネ発電事業者が卸市場などで売電したとき、その売電価格に対して一定のプレミアム（補助額）を上乗せすることで再エネ導入を促進するもの。

●FIT（固定価格買取制度）

再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づけるもの。この制度は、平成19(2007)年に始まり、エネルギー自給率の向上、地球温暖化対策、産業育成を図るとともに、コストダウンや技術開発により、再生可能エネルギーが日本のエネルギーを支える存在となることを目指しています。

●J-クレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

企業や自治体が省エネ活動や森林管理などによって CO₂ を削減した場合、その成果が「クレジット」として認定され、このクレジットを CO₂ 排出量の報告等に使うことができる。また、J-クレジット制度を介して、自社が利用しない削減量を売却して収入を得たり、足りない削減量を外部から調達したりすることが出来るため、国全体の脱炭素の取り組みを活性化する効果がある。

●ZEB

「Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）」の略称である。窓・壁・屋根・床等の断熱性能を高めながら、大幅な省エネルギーの実現や再生可能エネルギーの導入により、快適な室内環境を実現し、建物で消費する年間のエネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

●ZEH

「Net Zero Energy House（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）」の略称である。窓・壁・屋根・床等の外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロとすることを目指した住宅のこと。

【あ行】

●エコドライブ

ゆるやかな発進や一定速度での走行、不要なアイドリングや空ぶかしを控える、余分な荷物を積まない、適正なタイヤ空気圧の点検など、車の燃料消費量や二酸化炭素（CO₂）排出量を減らすための環境に配慮した運転方法のこと。

【か行】

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と植物による吸収量が同量であり、実質的に温室効果ガス排出量がゼロになること。

●活動量

温室効果ガスの排出量は簡易的に、「CO₂排出量 = 活動量 × 排出原単位」で計算することができる。「活動量」とは、使用した原材料の量、生産時のエネルギー利用量、輸送量や廃棄量などを指す。「排出原単位」とは、原料やエネルギーごとに規定された単位当たりのCO₂排出量。

●グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境に優しいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性をもつ。

【さ行】

●次世代自動車

電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、天然ガス自動車、クリーンディーゼル車を指す。環境を考慮し、地球温暖化の防止を目的としているため、二酸化炭素（CO₂）の排出を抑えた設計になっている。燃費性能に優れた車種もあり、経済的なメリットもある。

●ゼロカーボン・ドライブ

電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車等の電源を、太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力を用いたドライブを指し、走行時の二酸化炭素排出量がゼロのドライブ。

●ソーラーシェアリング

農地に支柱等を立てて、その上部に設置した太陽光パネルを使って日射量を調節し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組。

【た行】

●脱炭素、脱炭素社会

化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入やエネルギー利用の効率化等を図ることにより、温室効果ガス排出量を実質ゼロとする社会のこと。

●デコ活

「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせたことば。2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者（生活者）の脱炭素に向けた行動変容、ライフスタイル転換を促すため、2022年10月25日に開始。

【は行】

●バイオマス

動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことで、代表的なものに、家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがら等があります。バイオマスは燃料として利用されるだけでなく、エネルギー転換技術により、エタノール、メタンガス、バイオディーゼル燃料などを作ることができ、これらを軽油等と混合して使用することにより、化石燃料の使用を削減できるため、地球温暖化防止に役立てることができる。

●排出係数

電気や熱などのエネルギー生産・利用あたりの温室効果ガス排出量を示した数字。排出係数は、エネルギー起源のCO₂排出量を計算するために用いられる。

●フードロス

食べ残しや買いすぎにより、食べることができるのに捨てられてしまう食品のこと。

●保育間伐

人工林の中で材木として利用できるスギやヒノキを選び、適度な空間が確保されるよう、周囲の育成不良の木を伐採すること。

【ま行】

●木質バイオマス

木材からなるバイオマス。伐採や造材時に発生する枝や葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮、のこ屑、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などを用いる。

【ら行】

●リサイクル率

ごみの排出量に対するリサイクルされたごみの割合を示す数値。

本計画は、（一社）地域循環共生社会連携協会から交付された環境省補助事業である令和6年度（補正）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）により作成されました。

南伊勢町ゼロカーボンシティ推進計画

令和8(2026)年1月 策定

南伊勢町 環境生活課

〒516-0194

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057 番地

電話：0599-66-1154

F A X：0599-66-2166

E m a i l：kankyoseikatsu@town.minamiise.lg.jp